CRPD/C/AUS/2-3

オーストラリア第2-3回統合締約国報告　（JD仮訳）

条約第35条によるオーストラリアの第2-3回統合定期報告（期限2018年）

（受付：2018年9月7日）

Combined second and third periodic reports submitted by Australia under article 35 of the Convention, due in 2018

**はじめに**

1.　オーストラリア政府は、障害者権利条約（条約）に基づくオーストラリアの2回目および3回目の定期報告書を、ここに謹んで障害者権利委員会（委員会）に提示する。オーストラリアは、2008年7月17日に条約を批准し、2008年8月16日に発効した。オーストラリアは条約に基づく最初の報告書を提出した（2010年12月3日公表）。

2.　この報告書は、障害のある人の権利を尊重するというオーストラリアの公約と、オーストラリアの障害のある人が他の人々と同等に条約に従ってすべての人権と基本的自由を享受できるようにするためのオーストラリアの大きな努力を明示している。

**報告書の作成**

3.　本報告書は、簡素化された報告手続を含む障害者権利委員会への定期報告ガイドライン**[[1]](#footnote-1)**、さらに拡大された中核（コア）文書および条約に特化した的を絞った報告書のガイドライン、ならびに国際人権条約の下の統一された報告ガイドライン**[[2]](#footnote-2)**に準拠して作成されている。

4.　ここで取り上げられている問題は、オーストラリアの第2回と第3回統合定期報告書を提出する前の問題リスト（事前質問事項）**[[3]](#footnote-3)**に示されている。

5. この報告書はオーストラリアの共通コア文書**[[4]](#footnote-4)**と併せて読むべきである。

**報告に関する相談**

6.　本報告書の作成にあたり、オーストラリア政府は、条約を実施する活動の多くに責任を負う州政府および準州政府と広範に協議した。オーストラリア人権委員会（AHRC : Australian Human Rights Commission）とも協議した。

7.　オーストラリア政府は、条約の実施において非政府組織（NGO）が果たしている重要な役割を認識しており、報告書の作成において彼らと協議した。最初の準備の間に、36のNGOに事前質問事項への回答を起草する際の検討のための情報を提出するよう求めた。これに続いて、オーストラリア政府は最初の報告書草案をオンラインで公開し、NGOや一般の人々からのコメントを求めた。

**選択議定書に関する現状**

8.　2009年9月20日にオーストラリアで選択議定書が発効して以来、オーストラリアは条約違反の疑いで13件の個人通報を受けている**[[5]](#footnote-5)**。

9.　これらの事例のうち、委員会は、

（a）　2件を受理できないとした（A.M.対オーストラリア（CRPD No. 12/2013）およびD.R.対オーストラリア（CRPD No. 14/2013））。

（b）　4件についてオーストラリアに対する異論を提出した（Noble対オーストラリア（CRPD No. 7/2012）、F.G.対オーストラリア（CRPD No. 19/2014）、G.B.対オーストラリア（CRPD No. 11/2013）、およびM.L.対オーストラリア（CRPD No. 13/2013））。

10.　委員会では6件が引き続き検討中であり、1件は取り下げられた。

11.　オーストラリア政府は、個々の連絡に応じて国連条約機関と包括的にかつ誠意を持って取り組み、異論に対応し、適切と思われる場合にはそれらの意見による勧告を実施する。

**A.目的と一般的な義務（1条から4条）**

**目的、定義および原則**

**質問1**

**条約を組み込む**

12.　条約に基づく権利は、連邦、州および準州の法律として国内法に組み込まれている。

13.　1992年障害者差別禁止法（連邦法）（DDA: Disability Discrimination Act）は、連邦、州および準州、ならびに民間団体に適用される。これは、労働と雇用、教育、施設へのアクセス、物品・サービス・施設の提供、住居、土地や土地の権益の処分、クラブや法人協会の会員、スポーツ、および連邦の法と事業の実施に関して、障害に基づく直接的および間接的な差別を違法とする。オーストラリア人権委員会AHRCは、DDAの下での障害者差別に関する苦情を調査し、調停することができる。

14.　各州および準州にも、障害に基づく差別を禁止する法律がある**[[6]](#footnote-6)**。これは、法律の下で苦情の調査および調停を含む機能を発揮する州および準州の機関によって管理される**[[7]](#footnote-7)**。ビクトリア州およびオーストラリア首都特別区（ACT）も人権法を制定しており、意思決定時に人権を考慮し、人権に従って行動し、障害のある人の権利を認識するよう公的機関に要求している**[[8]](#footnote-8)**。

**解釈宣言**

15.　オーストラリア政府は、条約第12条、第17条および第18条に関連して、条約の解釈宣言を行っており、この宣言を取り下げることを提案していない。それは条約の法的効力を排除または修正することを意図するものではなく、オーストラリアが次のように理解していることを明確にしている。

（a）　条約は、最後の手段として、そして保護措置の下で、必要に応じて、完全に支援されたまたは代理の意思決定を可能とする。

（b）　条約は、最後の手段として、また保護措置の下で、必要な場合には強制的な援助または治療を認めている。そして

（c）　条約は、オーストラリア国民でない人がオーストラリアに入国または滞在する権利を創り出すものではなく、またオーストラリアのビザ請求時の健康要件に影響を与えるものではない。ただしこの健康要件は，合法的、客観的かつ合理的な基準に基づいている場合である。

16.　オーストラリアは、法的能力についての障害のある人の権利を強く支持する。場合によっては、認知障害または意思決定障害のある人は、この能力を行使する際に支援を必要とすることがある。

17.　オーストラリアでは、代理意思決定は、それが必要と考えられ、条約第12条（4）に従って保護される場合にのみ、最終手段として使用される。例えば、障害のある人が自分のニーズや好みを評価または伝達できないために、適切な治療へのアクセスが拒否されないようにするための最後の手段として。

18.　条約第16条と同様に、オーストラリアの後見法には、障害のある人の虐待、搾取およびネグレクトを防止するための保護措置が含まれている。後見の命令はすべて期限付きで、要求に応じていつでも、そして命令の終了時に見直される。成人本人または家族などの関係者の主導による保護者の後見命令の見直しの規定もある。この法律は、意思決定障害のある人の明確に表明されたニーズを達成するために必要な最小限の介入という基本原則に基づいている。

19.　一部の地域では、能力が低下した成人の権利と利益が確実に保護されるように、後見法の変更を検討または実施している。例えば、2018年3月、ビクトリア州政府は、現在の1986年後見および管理法（VIC）を、意思決定能力と障害についてのより現代的な理解に基づき支援付き決定を法的に承認する法的枠組みに置き換える法案を導入した。

20.　オーストラリアでは、条約第14条（2）に従って、強制的な援助または治療は、それが必要な場合にのみ、最後の手段として、保護措置の対象となる場合にのみ使用される。

21.　州および準州の法律は、同意を与えることが不可能であると見なされた成人の医学的治療に関して代理決定者を任命するための基準を設けている。ほとんどの地域では、能力のない成人のために健康上の決定を下すために選ばれた意思決定者（例えば、永続的な後見人（enduring guardian）。訳注：判断能力のある内に本人が選んで委任しておく意思決定者。）、法定の意思決定者（例えば配偶者または親戚）、または任命された意思決定者（例えば裁判所による任命）の規定がある**[[9]](#footnote-9)**。

22.　自らの権限を行使する場合、代理の意思決定者は2つのテストのうちの1つ、または両方の組み合わせを採用する必要がある。それは最善の利益テスト（best interests test　提案された治療のリスクに対して患者の利益のバランスをとることを要求する）および代理判断テスト（substituted judgement test）である。代理判断テストには、利用可能な証拠（事前のケアの指示、宗教的信条、以前の治療など）に基づいて、その人が決定する能力を持っていたら選んだであろうものと一致する決定をすることが含まれる。

23.　オーストラリアの健康上の要件の下で、すべてのビザ申請者は要求された場合には健康評価を受け、オーストラリアでの滞在予定期間と活動に適した健康基準を満たしていると評価されなければならない。

24.　これらの要件は、オーストラリア社会の公衆衛生のリスクが最小限に抑えられ、医療および地域サービスへの公的支出が抑制され、障害のあるオーストラリア人を含むオーストラリアの居住者が医療およびその他の社会サービスを利用できるようにするためである。

25.　オーストラリアは、市民権の付与および登録において、障害のある人を差別しない。障害のある人は、出生時を含め、他の人と同じ基準で市民権を申請でき、許可される。家系による市民（citizen by descent）としての登録についても同じことが言える。

26.　オーストラリアは、外国人向けの健康要件は合法的、客観的かつ合理的な基準に基づいており、第18条の条件と矛盾しないと考えている。

**質問2**

27.　オーストラリア政府は、国家障害者擁護プログラム（NDAP: National Disability Advocacy Program）への資金提供を停止する予定はない。

28.　オーストラリア政府は、障害のある人に対して障害者擁護サービスが利用可能であることを確約するとともに、条約のすべての権利の享受を促進、保護および確保するための行動への障害のある人の完全かつ効果的な参加を確保するためのメカニズムを確立した。

29.　2018-19年度にオーストラリア政府は以下の資金提供を行った。

（a）　オーストラリア全土の60の組織に資金を提供するためのNDAPに基づく2,080万ドル、

（b）　障害者を代表する団体（DRO: Disability Representative Organisations）に212.5万ドル、そして

（c）　国家障害保険制度（NDIS: National Disability Insurance Scheme）不服申し立てプログラムに900万ドル以上。

30.　これら3つのプログラムはすべて、2020年6月30日に終了する助成金契約を通じて資金提供されている。それらは、障害のある人が権利を促進および保護する効果的な権利擁護にアクセスできるようにするためのものであり、オーストラリア政府の意思決定と政策の成果に多様な声が反映されるためである。

31.　NDIS不服申し立てプログラムは、国家障害保険庁（NDIA: National Disability Insurance Agency）の見直し可能な決定によって影響を受けるすべての障害のある人（および親や介護者などの他の人）が、決定の見直しを行政不服審査審判所（AAT：Administrative Appeals Tribunal）に請求する際に支援を受けることを保証する。これには、訴訟が複雑な，またはあまり前例のない法的問題を提起する場合の、熟練したサポート担当者へのアクセスや司法サービスが含まれる。

32.　DROは補助金を以下のことに利用できる。

（a）　障害のある人の生活についての理解を促進する。

（b）　障害のある人の権利と尊厳を促進し保護し、彼らの尊厳、権利、幸福および地域生活のあらゆる面への参加に対する支援を促進する。

（c）　障害のある人のためのアクセシビリティを支援し、関連する手段の代替となる方式の開発を支援する。

（d）　障害のある人の理解を促進するためのメディアキャンペーンを実施する。

（e）　障害のある人が平等な市民として参加する可能性を最大限にするなど、条約の具体的な目的を推進する。

（f）　オーストラリアでの条約の実施に関連する問題について、障害のある人、その家族、介護者およびそれらの代表組織と国内協議を行う。そして

（g）　条約および関連する国連条約の義務の下で監視し報告する。

**質問3**

33.　国家障害戦略2010-2020（ND戦略: National Disability Strategy）は、障害者政策改革のためのオーストラリアの包括的な政策の枠組みであり、あらゆるレベルの政府にまたがる包括的な政策およびプログラムの設計を進める重要なメカニズムである。それは条約の原則と整合しており、オーストラリアでのその実施を監視するための枠組みを確立している。すべての州政府および準州政府がこれに署名している。

34.　ND戦略は、オーストラリアのコミュニティ（特に障害のある人、その家族および介護者）、国の障害のある人および介護者の代表組織、雇用主および業界の専門家との広範な協議プロセスの結果を反映している。障害のある人とその代表組織の継続的な関与と協議はこの戦略の実施の重要部分である。

35.　最初の実施計画「基礎を築く（Laying the Groundwork） 2011–2014」は、ND戦略10年間の政策およびサービス提供のすべての分野に影響を与える基礎を築いた。

36.　2つ目の実施計画である「行動を推進する（Driving Action） 2015– 2018」では、その約束を継続し、4つの国内協力分野を特定している。

（a）　雇用成果を改善する。

（b）　アボリジニおよびトーレス海峡島民（先住民族）の障害のある人の成果の改善。

（c）　NDISの継続的な実施。そして

（d）　地域社会全体でND戦略の意図を推進する。

37.　第2次実施計画は、オーストラリア政府の行動計画、州および準州の障害計画および地方自治体の計画によって支えられている。オーストラリア政府はまた、先住民族の障害のある人が文化的に即応できる支援システムへのアクセスを改善するための計画を策定した。この計画は2017年10月に発表され、2つのターゲットプロジェクトのための3年間で最大300万ドルの資金が含まれている。

（a）　行動や障害の問題を持つ先住民族の学生のための遠隔地の学校での連携医療の試み。そして

（b）　アボリジニおよびトーレス海峡諸島の囚人の、地域社会と雇用への移行の成功に影響する障壁を減らすための、未確認の障害および/または機能障害の関与を理解することを目的とする研究プロジェクト。

38.　第3の最終実施計画、「進歩を測定する（Measuring Progress） 2019–2020」は現在策定中である。

39.　オーストラリア政府障害改革委員会評議会（DRC）は、オーストラリア政府のあらゆる分野にわたる、またすべての州および準州政府にまたがる、障害のある人、その家族および介護者に影響を与える政策およびサービスを調整するための重要なメカニズムである。DRCは、障害のある人、その家族および介護者にとってサービスとシステムが包括的でアクセス可能であることを保証するために、ND戦略を通じて幅広い改革を実施している。

40. 　2015年に発表されたND戦略の最初のハイレベル隔年進捗報告書は、最初の実施期間中の主流サービスの設計と提供における具体的な実績と改革の詳細を述べている。2番目の進捗レポートは2018年中頃に発表予定である。

41.　2017年11月、DRCは、NDISと障害のある人を支援するその他のサービスとの関係の問題の解決を含む、ND戦略を再活性化するためのさらなる活動に合意した。DRCはまた、2020年以降の新しい国の障害者枠組の準備作業を開始することで合意した。これは、2018年のND戦略の見直しによって公表される予定である。

**質問4**

42.　NDISにアクセスするための評価（受給審査）基準は、2013年国家障害保険法（連邦法）（NDIS法）に定められている。以下の場合、この基準を満たす。

（a）　65歳未満。

（b）　恒久的で生涯続くと思われる機能障害による障害がある。

（c）　その機能障害が日常生活に効果的に参加する能力を大幅に低下させている。

（d）　オーストラリアの市民または永住者である。そして

（e）　普通の生活を送るために合理的かつ必要な支援が必要である。

43.　この基準を満たす人は、NDISの参加者になり、個別の支援パッケージを受け取ることができる。この制度はまた、早期介入によって将来の支援ニーズを減らせると見込まれる、恒久的な機能障害または発達の遅れのある人に支援を提供することもできる。

44.　オーストラリア政府はまた、先住民コミュニティ管理保健機構（NACCHO: National Aboriginal Community Controlled Health Organisation）と協力して、NDIS分野開発基金プロジェクトに取り組み、障害のある先住民が文化的に安全なサービスにアクセスできるようにしている。このプロジェクトは、NACCHOや他の先住民組織や企業がNDISのサービスを提供できるようにするための問題と解決策を明らかにする。

**不適格者に対する支援措置**

45.　NDIAによって提供される「情報、連携および能力開発（ILC: Information, Linkages and Capacity Building）は、コミュニティをより身近でインクルーシブなものにして、障害のある人がコミュニティとつながれるようにする。ILCは、障害のある人がNDISの参加者であるかどうかにかかわらず、障害者を支援するための4つの流れから構成されている。

（a）　主流および地域密着型の支援とつながるための情報、連携および紹介。

（b）　主流サービスのための能力開発

（c）　地域啓発活動。そして

（d）　障害のある人のための個別の能力開発。

46.　NDIAは、ILCの活動やプログラムを実施する組織に助成金を提供している。2018年から1919年にかけてのILCの資金は1億1,400万ドルに達し、2019年から2020年以降は1億3,100万ドル以上に増加する予定である。

**支援の継続性（CoS: Continuity of Support）**

47.　2018年から1919年にかけて、オーストラリア政府は、現在連邦サービスを受けている障害のある人でNDISの受給資格のない人にCoSを提供する継続的な取り組みの一環として、9,200万ドルのパッケージを発表した。これは彼らがNDISへの移行期に不利益を被らないことを確実にし、彼らがNDISの前に目指していたと同様の結果を達成するのを助ける。

48.　オーストラリア政府のCoSプログラムは、NDISの対象外となる65歳以上の人々を対象に、2016年7月1日に開始された。このプログラムは、65歳以上の障害のある人に対して、彼らがNDISに移行する際に継続的な支援を確実に受けられるようにするために、州を拠点とする障害者サービスを管理する責任を担う。州を拠点とするプログラムで提供されるサービスの種類は、オーストラリア政府の高齢者介護サービスによって提供されるものと同様である。

49.　州政府および準州政府は、州を拠点とする障害者サービスの利用者である65歳未満の人で、NDISの対象外と評価される人にCoSを提供する。

50.　連邦政府のサービスの利用者でNDISの対象外と評価された人に対するCoSは、NDISが完全に機能し、従来のすべての利用者がNDISにアクセスできる予定の2019年6月30日まで、従来のサービスの中で提供される**[[10]](#footnote-10)**。

51.　継続的なCoSの取り決めが2019年7月1日に実施される予定である。オーストラリア政府の約27,000人のサービス利用者が2019年7月1日からCoSを受け取ると予想される。

**NDISの監視と評価**

52.　NDIS試行事業の評価は、事業参加者の経験と成果を外部検証するために、フリンダース大学の国立労働研究所が率いるコンソーシアムによって行われた。これは、2013年から2017年の間の、10,000人以上の参加者と1,000人のサービス提供者の経験を検討したものである。

53.　オーストラリア政府は、2018年4月30日にNDIS評価最終報告書を発表した。これにより、NDISは大多数の人々にとってうまく機能し、ほとんどの参加者は改善されたレベルの支援、より多くの選択と管理、そして中程度の福祉（ウエルビーイング）の改善を経験した。ただし、高齢、心理社会的または知的障害、複雑なニーズ、および/または文化的言語的多様性（CALD: Culturally and Linguistically Diverse）または先住民族の背景を持つ一部の障害のある人にとっては、結果を改善する余地がある。

54.　オーストラリア政府と州政府および準州政府の間の合意事項は、生産性委員会による2017年のNDIS費用の見直しに合意し、事業の最終的デザインが明らかとなった。委員会は、NDISの参加者、権利擁護団体、中央団体、サービス提供者、障害者介護支援職員、学者、ならびに連邦および州および準州の政府部門ならびに機関と協議を行った。

55.　オーストラリア政府は、事業評価における主要な発見に対処するために、NDIA、州および準州の政府と緊密に協力している。 NDISは5年間のNDIS費用の見直しの一環として、2023年に再び改訂される予定である。

56.　NDIAはまた、NDISの展開についての監視と評価も行っている。これには、先住民族およびCALDの経歴を持つ人々や複雑なニーズを持つ人々を含む人々や組織のNDISの経験を大幅に改善するように設計された、新しい参加者および提供者の「経路（pathway）」の見直しが含まれる。この経路の開発は、1,100人以上の参加者、家族や介護者、提供者、その他の利害関係者とその経験について学ぶための広範な協議によってもたらされた。

57.　NDIAはまた、最初の計画を作成した後に、参加者の満足度の反応を収集する。

**B.具体的な権利（第5条から第30条）**

**平等及び無差別（第5条）**

**質問5**

58.　オーストラリアには、障害者差別からの保護を含む連邦、州および準州の法律がある。連邦の反差別法制は、1975年人種差別禁止法、1984年性差別禁止法、2004年年齢差別禁止法および障害者差別禁止法（DDA）に含まれている。

59.　これらの法律は、複数の属性を含む差別を単一の訴えとして申し立てることを認めていない。オーストラリア政府は現在、訴訟人が複数の属性に基づいて苦情を申し立てることができるように連邦法を改正する予定はない。

60.　ビクトリア州では、障害、年齢、性別、人種を含む18の個人的属性に基づく差別を禁止する2010年機会均等法（Victoria a discrimination complaint on the basis of multiple attributes can be made under the Equal Opportunity Act 2010（VIC））に基づいて、複数の属性に基づく差別の訴えを申し立てることができる。

**人種差別**

61.　1975年人種差別禁止法（連邦法）は、公衆生活のあらゆる分野において人種、肌の色、国籍、民族などに基づいて差別することを違法としている。

62.　連邦レベルでは、個人はAHRCに違法な人種差別の訴えを申し立てることができる。AHRCは、訴えを調査し、調停を試みることができる。それが首尾よく調停されなかった場合、申立人は連邦裁判所に申請をすることができる。

**NDIS**

63.　NDIS法の目的は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に基づくオーストラリアの義務を実行することである。

64.　2018年3月31日現在、7,600人以上のNDIS参加者（5.2％）が先住民族として識別されている。 NDIAは、NDISのサービス提供において、先住民の社会との敬意ある関わりのために様々な取り組みを行っている。例えば、

（a）　より遠隔地の先住民組織と地域連絡員の契約をする。

（b）　先住民や遠隔地の地域社会の人々のための個人に合わせたNDISへの参加「経路」の設計とテスト。

（c）　先住民を含む障害のある人の多様なニーズを反映するように構成された参加者参照グループ（Reference Group）。

**障害のある女子（第6条）**

**質問6**

65.　オーストラリア政府は、障害のある女性と少女は最もリスクの高い人々と認識し、女性の安全と性別による暴力の防止を優先している。

66.　ND戦略には、障害のある人への暴力、虐待およびネグレクトを減らし、彼らが地域社会生活の中で完全かつ積極的な参加者となるあらゆる機会を確実に得るための戦略が含まれている。さらに、オーストラリア政府は、家庭内暴力および家族間暴力と性的暴力を対象として、障害のある人を含む女性および子どもの安全と福祉を改善するために、女性およびその子どもに対する暴力削減国家計画2010–2022（National Plan to Reduce Violence）を策定した。

**暴力削減国家計画 - 第3次行動計画**

67.　2016年10月28日に第3次行動計画が発表された。それは、障害のある女性が被る暴力を認識し、対処するために特別に設計された多くの措置を含む。

68.　暴力を経験している、またはその危険にさらされている障害のある女性への支援の改善を目的とする主要な措置は、それらの女性本人、障害部門、専門のDVサービスおよび主流サービスと協力して行われる。これは以下によって達成される。

（a）　障害のある女性への暴力の経験と種類をよりよく理解するための、障害のある女性、研究者、および障害部門との協力（70万ドルの資金提供）。

（b）　障害のある女性を支援する能力を向上させるための、障害のある労働者への認定トレーニングの開発（既に支払われた資金は150万ドル）。

（c）　サービスの質と利用しやすさを向上させるための、革新的で共同のサービス提供およびアウトリーチサービスの促進（割り当てられた資金は205,8万ドル）。

69.　ビデオおよびオンラインのリアルタイムカウンセリングと支援を通じて、障害のある女性を含む暴力を経験した女性を支援するための技術も開発される。

**家庭内暴力対応トレーニング**

70.　家庭内暴力対応訓練（DVアラート）は、第一線の職員が、家庭内暴力や家族暴力を経験しているか、その危険にさらされている女性およびその子どもを認識し、対応し、適切な支援サービスに効果的に紹介する知識と能力を高める訓練プログラムである。ライフライン・オーストラリア（Lifeline Australia）によって提供されている従来のDVアラートは、障害分野の職員向けの新しい、無料の、国によって認定された2日間の「障害のある女性のために働く」訓練ツールに拡張された。

**NDISの質と****保護措置の枠組み（Safeguarding Framework）**

71.　「保護措置の枠組み」は、苦情、報告可能な事件、および禁止行為の監視に対して、全国的に一貫したアプローチを提供する。「保護措置の枠組み」はまた、女性や女児を含む障害のある人への暴力、虐待およびネグレクトの事例を報告し、また防止、発見、対処するためのより良い方法を開発することをサービス提供者に義務付けている。

72.　NDIS委員会は、サービス提供者の登録、苦情の解決の支援、報告可能なインシデント通知の受理および分析、品質基準の管理、ならびにNDIS提供者および職員に対する行動規範の実施により、「保護措置の枠組み」の下でのオーストラリア政府の責任を制定する。

**女性のための安全パッケージ**

73.　1億ドルの女性用安全パッケージは2015年に導入され、以下の資金が含まれている。

（a）　2万台のスマートフォンの配布と家庭内暴力の被害者に対する訓練。 9,111台を超えるスマートフォンが配布されており、受領者の8％は障害のある女性と特定されている。

（b）　家庭内暴力や家族間暴力、性的暴行を経験した障害のある女性を支援する携帯電話アプリケーションを開発する1800RESPECT（訳注： 性的暴力，家庭内暴力への国の24時間無休のカウンセリングサービス）。

（c）　脆弱で不利な立場の女性に法的その他のサービスを総合的に提供するための専門家のDV部隊。

**州および準州**

74.　州および準州は、障害のある人を含む暴力や性的虐待を経験している、またはその危険にさらされている女性および子どもを保護するための戦略を定めている**[[11]](#footnote-11)**。

75.　すべての州および準州は、障害のある人を対象とした危機対応サービスを提供している（例えば、アクセス可能な危機対応住宅の提供によって）。

76. 州および準州はまた、尊重しあう関係および性と生殖に関する健康を探求する教育・訓練プログラムを実施している。例えば、「ニューサウスウェールズ州（NSW）の性生活：尊重しあう関係プログラム」は、多文化および障害擁護協会および障害女性ネットワークによって提供されている。

**障害のある児童（第7条）**

**質問7**

77.　オーストラリアは、連邦レベル、州レベル、準州レベルで、法律や一連の政策やプログラムを通じて、障害のある子どもの権利を保護し推進している。

**子どもの安全を守る組織のための国家原則（全国子どもの安全原則）**

78.　オーストラリア政府は、子どもや若者と関わるすべての分野で、子どもの安全と福祉を促進する組織文化を作り出すための全国的に一貫したアプローチを提供するために、NSW州政府と提携した。原則4では、組織が障害のある子どもに特別な注意を払う必要性を具体的に取り上げている。

79.　オーストラリア政府評議会（COAG: Council of Australian Governments）による全国子どもの安全原則草案の承認が2018年半ばになされる予定である。

**オーストラリアの子どもたちを守る全国枠組み2009–2020**

80.　ND戦略の下でオーストラリア政府によって開発された、2009-20年のオーストラリアの子どもたちを守る全国枠組みは、児童期の障害を虐待およびネグレクトの危険因子として認識している。早期介入は、障害を含む脆弱性の一因となる可能性がある要因に対処するために家族を支援することに焦点を当てた、第3次行動計画における重要な戦略である。

**NDIS**

81.　NDISは、子どもを含む恒久的かつ重大な障害のある人々に、通常の生活を送るために必要な合理的かつ必要な支援を提供する。

82.　NDISは、子どもとその家族および介護者に対する早期介入へのアクセスの必要性を明確に認識している。「幼児期早期介入（ECEI: Early Childhood Early Intervention）への入り口」（2016年2月リリース）では、事前に診断を受けたり、NDISに正式に入会したりする必要なく、出生から6歳までの発達遅滞または障害のある子どもを評価し、即座に治療を受けることができる。

83.　2018年3月31日の時点で、18歳以下のNDIS参加者約8万人がこの支援を受けた。これには、「ECEIへの入り口」を通じてサポートされている10,253人の子どもが含まれている。 18歳までのNDIS参加者は、NDIS参加者全体の49％を占める（ECEI紹介を含む）。

84.　完全に実施されれば、NDISは重大で恒久的な障害のある推定16万人の子どもたちを支援することになる。

**教育と幼児期**

85.　オーストラリアのすべての学齢期の子どもは安全で支援が受けられる学校に入学する権利を持っている。障害のある学生のほとんどは普通学校に通っている。2005年障害者教育基準は、DDAに基づく教育訓練サービス提供者の義務と、教育訓練に関する障害のある人の権利を明確にしている。

86.　ND戦略の下で、オーストラリア政府は以下を目指す行動に焦点を合わせることに同意した。

（a）　幼児期から成人期までインクルーシブで質の高い教育プログラムを提供するためのすべての教育機関の能力を強化する。

（b）　障害のある学生や他の学生の教育成果の格差を減らし、幼児期の教育、訓練、技能開発に関する政府の改革や取り組みが障害のある人のニーズに対応できるようにする。そして

（c）　学校から更なる教育、雇用および生涯学習への障害のある学生のための経路を改善する。

87.　質の高い学校への改革の一環として、オーストラリア政府は2018年から27年までの間、障害のある学生に推定221億ドルを投資し、毎年平均5.7％の資金増を調達する予定である。2018年以降、障害のある学生への資金提供は、「障害のある学校生に関する全国的に一貫したデータの収集」により、より的を絞ったものになる予定である。

88.　オーストラリア政府は、2018-19年度からの4年間で、幼児向けの活動分野に対して，インクルージョン支援プログラム（ISP: Inclusion Support Programme）に5億5000万ドルを投資する予定である。ISPは2016年7月1日に開始し、障害のある子どもを含む追加的ニーズのある子どもが児童ケアにアクセスし、参加できるようにすることを目指している。そのため、これらの子どもを、通常の典型的な発達をしている仲間と一緒に児童ケアに含めるための、サービススキルの開発と修得を進めている。

**子どもの意見**

89.　オーストラリア政府は、障害のある子どもが自分に関係する事項について意見を表明する権利を支持する。

90.　全国児童長官は、障害のある子どもを含む子どもの問題についての調査を行い、問い合わせに対応し、青少年の対話や教育プロジェクトなど、子どもの権利を含むプロジェクトに着手する。長官は、子どもや若い人たち、そしてその代表者と広く協議する。

91.　すべての州および準州には、子どものニーズ、特に障害のある子どもを含めたリスクのあるグループのニーズを監視および支援する独立した機関がある。

92.　子育てをめぐる紛争において、1975年家族法（連邦法）は、子どもの最善の利益を最重要事項として定めている。何が子どもの最善の利益になるかを決定する際に、裁判所は、とりわけ、子どもによって表明されたあらゆる意見と、子どもの成熟度や理解の程度などの関連要因を考慮しなければならない。

93.　子どもが裁判所に意見を表明する方法はいくつかある：独立児童弁護士（ICL）、家族相談員の報告、子どもへの裁判官のインタビュー、または裁判所が適切と考えるその他の手段である。

94.　「独立児童弁護士のためのガイドライン」は、身体的、知的、精神的および/または情緒的な障害のある子どもが能力の範囲内で意思決定プロセスに参加できるようにするために特別な注意が必要であると述べている。

95.　オーストラリア政府は、オーストラリア法改革委員会（ALRC: Australian Law Reform Commission）に家族法制度の包括的な見直しを実施するよう指示した。重要な問題は、意思決定者がどのようにして子どもの最善の利益と家族紛争における子どもの意見を最も効果的に知ることができるかということである。ALRCはまた、障害のある子どもの裁判所へのアクセシビリティと関与を改善する方法も検討する。ALRCは2019年3月31日に返答する予定である。

96.　州および準州の司法制度はまた、子どもが年齢に応じた形で証拠を提供することを可能にする、子ども裁判所を含むさまざまな措置を通じて子どもの利益を保護する。

**データ収集**

97.　オーストラリア政府は、子どもの福祉に関する国内報告の改善に取り組んでいる。オーストラリア健康福祉研究所（AIHW: Australian Institute of Health and Welfare）とオーストラリア家族研究所（AIFS: Australian Institute for Family Studies）（独立した法定機関）が、データを収集し、調査を実施し、子どもの健康と幸福に関連するさまざまな事項について報告する。すべてのオーストラリア政府は、よい取り組みの政策と計画の開発と評価を支援するために研究を直接依頼している。

98.　オーストラリアは、収集プロセスとその使用方法に応じて、さまざまな方法で子どもに関するデータを分類している。これには、年齢、性別、先住民の身分、英語以外の使う言語、地理的な状態、および出生国が含まれる場合がある。

99.　すべての州および準州は、各管轄区域内で児童保護および自宅外ケア（OOHC: out of home care）制度を利用している子どもの数に関するデータを収集している。

100.　AIHWはOOHCの子どもたちに関する全国データを収集し公表している。これは、年齢、性別、先住民族の身分、法的地位、居住の場、居住地および虐待やネグレクトの主な種類などである。

**自宅外ケア**

101.　オーストラリア政府は、障害のある子どもを含む子どもを、虐待の可能性がある里親ケアや居住ケア施設から保護するための様々な取り組みを行っている。

102.　オーストラリアは、多数の子どもたちがOOHCおよび保護システムを利用していることに関して継続的な問題があると認めている。州および準州政府は、障害のある子どもを含め、虐待されている、ネグレクトされている、またはその他の方法で害を受けている疑いのある子ども、または親が適切なケアまたは保護を提供できない子どもを支援するために、独自の子ども保護制度を設けている。

103.　すべての管轄区域では、里親および親族関係者に「子どもとの協力」チェックを受けることを求め、OOHCの措置を見直すための対策を設けている。すべての管轄区域において、児童保護サービスは他の関係当局と協力して、子どもの幸福が維持されるようにしている。

104.　オーストラリアの子どもを守る国内枠組みの第3次行動計画は、子どもの虐待とネグレクトを減らすことを目的としている。政府にとっての最優先事項は、予防と早期介入措置を通じて子どもが安全に家族と一緒にいることであり、OOHCは最後の手段の介入と見なされている。

105.　児童保護およびOOHCケアサービスに対する全国的な経常的支出は、2016年から17年には43億ドルであり、2015年から16年に比べて3.273億ドル（8％）の実質増加となった**[[12]](#footnote-12)**。

**意識の向上（第８条）**

**質問8**

106.　オーストラリアは、障害のある人の権利と尊厳、彼らの能力、そして社会への貢献についての社会の意識を高めるための様々な取り組みを行っている。これらは、DDAおよび条約の人権アプローチに基づいている。

107.　オーストラリア政府は、障害のある人々の認識を高め、その達成と貢献を認め、アクセシビリティと参加を促進するために、国際障害者デーの祝いの一環として、さまざまな国内プログラムと賞を設けている。

108.　オーストラリア政府はまた、意識を高め理解を深めるために、メディアキャンペーンを含めてオーストラリアの障害のある人が国内で存在を示せるよう、DRO（障害のある人を代表する団体）に資金を提供している。

109.　AHRCと障害者差別対応担当長官（Disability Discrimination Commissioner）は、意識を高める重要な役割を果たす。AHRCは、障害のある人の人権に対する意識を高めるための教育プログラムを実施している。AHRCは、障害のある人がその啓発活動や戦略に積極的に参加し、参加するようにしている。AHRCによって作成された出版物は、障害のある人がアクセス可能でなければならない。

110.　2016年10月から2017年3月の間、障害者差別対応担当長官は自らの優先事項を定めるために、権利を最も効果的に推進する方法についての障害のある人と関係者の意見を聞く国内協議を行った。長官はオーストラリア全土で1000人以上の人々と面会し、85件の文書を受け取った。

111.　AHRCは、その事業とキャンペーンのために、専門家の検討委員会を含め、障害者とその代表者の専門知識を利用する。良い例は、施設内での障害のある人に対する暴力に関するAHRCプロジェクトの設計、実施、および監視に関する継続的な助言を提供する専門家検討委員会である。委員資格には、障害者団体の代表者および関連する専門知識を持つ政府の専門家が含まれる。

112.　州および準州はまた、人権を促進し、障害のある人のためのアクセスおよびインクルージョンを改善するための啓発措置を講じる。ニューサウスウェールズ州では、「私の能力をなくさないで」（“Don’t Dis My Ability”）キャンペーンが14年間実施され、障害のある人の積極的な参加を促進し、障害のある人の経験を物語り、多様性を祝福している。

**施設及びサービス等の利用の容易さ（第9条）**

**質問9**

2014年障害サービス基準（NSDS）

113.　オーストラリア政府は、1986年障害者サービス法（連邦法）（DSA）に基づき資金提供されたすべての障害者雇用および擁護サービス（advocacy services）にNSDSを採用した。 NSDSは、障害のある人の権利と成果（アウトカム）に焦点を当てながら、これらのサービスの質を向上させるための全国的に一貫したアプローチの推進を支援する。

114.　サービスは、オーストラリア政府からの資金を受けるためにNSDSに対して認証されなければならず、新規のサービス提供者は、雇用サービスでは資金提供の開始から12ヶ月以内および擁護サービスでは18ヶ月以内に認証を取得する必要がある。

115.　NSDSに対する定期的な監査は、オーストラリアとニュージーランドの独立した合同認定システムによって認定された独立した第三者認証機関によって行われ、オーストラリア政府に報告が提供される。

116.　オーストラリア政府は、資金提供を受けた事業者に対して監査費用に向けた財政的拠出を行い、監査の結果を監視し、資金提供するすべての障害者雇用および認証サービスの認証状況を綿密に監視している。DSAの下では、認証と資金を失ったサービスは、資金助成が検討される前に認証を取り戻す必要がある。

**2002年アクセス可能な公共交通のための障害基準（交通規格）**

117.　交通基準は、公共交通機関の運搬手段、インフラおよび施設の提供者および運営者が満たすべき最低限のアクセシビリティ要件を定めている。

118.　2002年以降に建設されたすべての輸送、インフラおよび施設は、交通基準に完全に準拠することが要求されている。2002年以前に建設された公共交通機関の輸送、施設、およびインフラについては、30年以上の期間にわたるコンプライアンスの増加率を規定したコンプライアンススケジュール（の設定）が交通基準に含まれている。

119.　交通基準はまた、公共交通の運営者および提供者が「同等のアクセス」**[[13]](#footnote-13)**を提供することによってコンプライアンスを達成するための仕組みも提供している。「同等のアクセス」は、快適さ、利用可能性、満足度、便利さ、尊厳、価格および安全性の面で同等な、公共交通サービスへの代替アクセス手段を提供する方法、設備および施設の使用を含む。「同等のアクセス」には、障害のある人によって合意された直接介助の使用も含まれる。

120.　コンプライアンスが事業者または提供者に不当な困難を課すことになる場合、またその困難の程度に応じて、公共交通事業者および提供者が交通基準を遵守しないことは違法ではない。

121.　交通基準は、AHRCが5年を超えない範囲で特定の期間の一時的免除を与えることを認めている。 AHRCの決定は行政不服審査審判所（AAT: Administrative Appeals Tribunal)によって見直しができる。

122.　州および準州政府は、交通基準の見直しプロセスの一環として、5年ごとに管轄内のコンプライアンスに関する情報を提供するよう求められている。各政府は、公共交通システム内で差別が取り除かれた程度、および交通基準の遵守を超えてアクセシビリティの向上につながった取り組みおよび行動について報告している。提出物は一般に公開され、その情報は評価報告に反映される。

**2010年障害（施設へのアクセス-建物）基準（施設基準）**

123.　施設基準は、障害のある人が建物に尊厳を持ってアクセスし，使用できることを保証するために、アクセシビリティ要件に関する最低限の国内基準を規定している。

124.　技術要件は、施設基準の下で建物のアクセス規則に規定されている。民間と公共の両方の建物監視者は、建物がアクセシビリティ要件を含むすべての立法上および規制上の要件に準拠して建造されていることを確認する責任がある。

125.　州および準州の建築当局は、より広い建物規制、コンプライアンス、監視および執行活動の一環として、アクセス要件の監視および執行に責任を負っている。これらの活動に使われる仕組みと財源は、その執行計画の設計によって、管轄区域ごとに異なる。

126.　AHRCは、アクセス規則の第H2部（公共交通の建物要件を規定している）の一部または全部の遵守を免除する権限を有する。免除は5年を超えない特定の期間であり、AATによって見直される。

**AHRCの苦情と調停**

127.　基準を含め、DDAの下で権利が侵害されていると感じる場合、人はAHRCに苦情を申し立てることができる。

128.　AHRCは当事者間の調停を調査し、円滑化する権限を有しており、問題が解決しない場合、申立人はオーストラリア連邦裁判所またはオーストラリア連邦巡回裁判所に申請することができる。AHRCの調停プロセスはインクルーシブであり、相互に同意し合う結果を達成するよう努めている。2016-17年には、苦情の約75％が首尾よく調停された。

**質問10**

129.　オーストラリアは、一般に公開または提供されているすべての施設およびサービスに対して、他の人々と同等の基準で障害のある人のアクセシビリティを確保することの根本的な重要性を認識している。これを達成するために、オーストラリアは包括的で調整された立法上および政策上の枠組みを持っている（立法上の枠組みについては質問1および9を参照）。

**政策枠組み**

130.　ND戦略は、障害のある人がオーストラリアの生活のあらゆる分野に参加できるように、政策、プログラムおよびインフラの設計へのよりインクルーシブなアプローチを推進しようとしている。

131.　ND戦略の中心的な成果目標の一つは、社会的、経済的、スポーツおよび文化的生活に完全に含まれる機会を得て、障害のある人がアクセス可能でデザインの行き届いたコミュニティに確実に住むことである。 ND戦略は、これを達成するための行動分野に取り組み、以下に焦点を当てる。

（a）　スポーツ、レクリエーションおよび社会活動の分野における障害のある人のアクセスの向上および参加の増加。

（b）　アクセシビリティ基準の遵守の監視、その有効性の評価。そして

（c）　ユニバーサルデザインの実施の増加とそれへの地域社会の意識の向上。

132.　オーストラリア政府は、障害のある人のアクセスの方針、ならびに障害のある人のための航空サービスへのアクセスに関連する運営上および行政上の問題について助言を提供するための、年に2回開催される航空アクセスフォーラム（AAF: Aviation Access Forum）に協力している。AAFは、障害のある人へのアクセスをさらに改善する手段として、障害者分野の団体、航空業界およびオーストラリア政府機関の代表者間で情報が交換される機会を提供している。

133.　すべてのオーストラリア政府機関は、デジタル変換庁（Digital Transformation Agency）のデジタルサービス基準に準拠する必要がある。この規格では、2016年5月6日以降に設計または再設計された政府のオンラインサービスは、すべてのユーザーがその能力や環境にかかわらず、アクセスできることを義務付けている。デジタルサービス規格は、Webコンテンツアクセシビリティガイドライン（WCAG）2.0のレベルAAへの適合を要求している。や

134.　州および準州政府はまた、教育、雇用およびその他のサービスにアクセスする際に障害のある人々が直面する障壁を減らすための方針および戦略を定めている。

135.　いくつかの州や地域では、障害のある人の参加と主流サービスへのアクセスを支援するための障害者インクルージョンプランと戦略が定められている。

136.　NSW州政府は、入院中の障害のある人々のニーズに応える政策指令を持っている。そこには、医療施設での点字表記、通路誘導触覚板（点字ブロック）、聴覚ループ、分かりやすい版資料、資料を分かるようにしたオーストラリア手話のビデオなど、障害のある人々のためのアクセス可能なコミュニケーションの提供や、電子文書をスクリーンリーダーで読めるようにすることなど、ツールや原則が含まれている。

**質問11**

137.　オーストラリアは、障害のある人のアクセス可能な住居の適切な供給を確保するよう努力している。2017年に、オーストラリア政府は、「手ごろな価格の住宅への圧力を減らす計画」の下で住宅問題の改善のための措置を発表した。これには、全国住宅・ホームレス協定（NHHA: National Housing and Homelessness Agreement）と2018年6月30日に設立された独立した全国住宅金融投資公社（NHFIC: National Housing Finance and Investment Corporation）が含まれる。

138.　NHFICは、10億ドルの国民住宅インフラ施設（NHIF: National Housing Infrastructure Facility）および手ごろな価格の住宅用債券アグリゲーター（収集サイト）（債券アグリゲーター）を通じて、住宅供給を改善することを目的としている。NHIFは、アクセス可能な住宅を含む可能性がある新しい住宅供給を解放し、促進するために必要な重要インフラの資金調達を支援する。この債券アグリゲーターは、地域社会の住宅供給業者への資金調達の効率を改善し、彼らが障害のある人を含む顧客の住宅の供給を改善することを可能にする。

139.　2016年から17年にかけて、オーストラリア政府は、約26万人の障害支援年金（DSP: Disability Support Pension）の受給者を含め、130万人を超える個人および家族を支援するために、約44億ドルを連邦賃貸支援に費やした。

**ユニバーサル住宅デザイン**

140.　オーストラリア政府は州および準州（建設環境を管理する規制の枠組みに責任を負っている）と協力して、建築および建設の規制に関する全国的に一貫した費用対効果の高いアプローチを確保している。

141.　オーストラリア政府は、各管轄の建設閣僚で構成される建設閣僚フォーラム（BMF: Building Ministers’ Forum）を通じて協力を主導する。BMFは、全国建設規則（NCC: National Construction Code）やアクセシビリティなど、さまざまな建築政策事項を取り扱っている。

142.　2011年2月、オーストラリア政府評議会（COAG: Council of Australian Governments）は、2020年までにすべての新築住宅が合意されたユニバーサルアクセシビリティデザイン基準を満たすというND戦略内の野心的目標に合意した。州および準州政府は、公共および社会住宅の分野で、特にユニバーサル住宅およびアクセシブル住宅の供給戸数増加に向けて前進した。たとえば、ノーザン・テリトリー準州（NT）の住宅コミュニティ開発局の都市公営住宅設計ガイドラインでは、すべての新しい都市公営住宅がガイドラインに基づくシルバーレベルの評価を満たすことを要求している。

143.　2017年10月、BMFは、オーストラリア建築基準審議会（ABCB: Australian Building Codes Board）に対し、障害担当閣僚と協議の上、NCCに住宅の最低限のアクセシビリティ基準を含めるよう、国家法制影響評価（RIA: Regulatory Impact Assessment）を実施するよう指示した。ABCBは、BMFが次回の会議で検討するために、障害改革審議会からの意見を取り入れて、このRIAのためのオプションペーパー（提案文書）を作成する予定である。

**危険な状況及び人道上の緊急事態（第11条）**

**質問12**

144.　国家防災戦略（NSDR: National Strategy for Disaster Resilience）は、あらゆるリスクの状況における、障害のある人などの弱い立場の人のアクセシビリティとインクルージョンを規定している。NSDRは、多くの場合、社会の弱い立場の人々が災害で最も打撃を受けていることを認識し、このグループを優先事項として強調している。これには、最も脆弱な人々の特定、リスクに関する教育、彼らのニーズに応じたリスク軽減計画の立案、緊急時の支援の優先順位付けなどが含まれる。

145.　オーストラリア政府は、仙台枠組の38の指標を支持しており、これらは災害リスク軽減に関して報告し、推進するための重要なメカニズムを提供している。オーストラリアは、仙台枠組の実施について報告するための最も実用的で効果的な方法を検討するために関係者と緊密に協力している。この作業は進行中であり、国の優先事項である。

146.　オーストラリア政府は最近、全国的な改革を主導し、災害の影響と経済的負担を軽減するための5年間の国家リスク軽減枠組みを策定するために、国家強靱性作業グループを設立した。新しい枠組みの開発は、州政府、準州政府、地域社会グループ、および民間部門と共同で、オーストラリア政府が主導する。それは障害のある人に関するものも含めて、仙台枠組によって導かれるであろう。

**法律の前にひとしく認められる権利（第12条）**

**質問13**

147.　オーストラリア政府は、連邦の法律における平等、能力および障害に関するオーストラリア法改革委員会（ALRC: Australian Law Reform Commission）の勧告（ALRC 報告124）を検討している。この勧告は、支援された意思決定を促進する連邦の意思決定モデルを関連法に導入することである。この質問では、この問題に関する州政府および準州政府との今後の取り組みについて報告する。

**法的能力**

148.　オーストラリアは、法的能力に対する障害のある人の権利を強く支持する。連邦、州および準州レベルで、障害のある人との取り組みや他の人と平等な彼らの法的能力を理解するための訓練プログラムが利用できる。これは、司法官、連邦裁判所職員、警察官、公務員、ソーシャルワーカーなど、さまざまな関係者が利用できる。

**司法官およびスタッフ**

149.　連邦裁判所の職員のために、「障害について話そう」と呼ばれるオンラインの障害理解パッケージが開発された。このパッケージは、連邦裁判所の職員が障害のある人と効果的に協働し、彼らが裁判所で司法にアクセスできるようにするための知識、技術、および意識を高められるように設計されている。

150.　2018年3月、連邦検察局長は、職員の訓練などALRC報告124で目標とされた取り組みを含む、検察局のための障害とインクルージョン戦略2018–2020を開始した。

151.　州および準州はまた、司法官に対し、手続法および実務に関して異なる背景を持つ人々（障害のある人を含む）が直面する可能性のある困難、障壁または不平等についての理解を深めるための訓練を提供する。これには、裁判制度を障害のある人にとって利用しやすくするための役割についての情報と助言を司法官に提供する特定の章を含む専門能力開発コースと「裁判所必携ファイル」（bench books）が含まれる**[[14]](#footnote-14)**。

**警察官**

152.　オーストラリア連邦警察の「弱い立場にある目撃者へのインタビュー・プログラム」には、知的障害の一因となる可能性がある精神的（そしてある程度は身体的）障害の種類を理解するためのセッションが含まれている（訳者：用語の使用が不正確と思われる）。これには、人をどのように支援するか、および必要に応じてどこに援助を求めるかが含まれる。

153.　州および準州には、監護官、青少年担当司法官、地域矯正官、警察官および医療または関連保健職員を含む、司法制度で働く職員のための訓練プログラムが整備されている。これらは、関連する地域グループと協議して開発され、障害のある人との協働に関するトレーニングを提供する。精神障害児や精神障害者へのインタビュー、障害のある被害者との協働、コミュニケーションやその他の障害のある人々、ろう者へのサービス提供者などの非政府組織からのゲストスピーカーの話などのトピックをカバーしている。

154.　西オーストラリア州（WA）では、地域社会局が司法制度で働くスタッフに障害啓発訓練を提供している。これは、さまざまな環境（刑務所や警察署など）で障害のある人と交流する人々に、彼らを適切に支援する能力を提供する。

**公務員とソーシャルワーカー**

155.　連邦、州および準州の政府職員は、多様性、尊重および人権（障害のある人の権利を含む）に関する規定を含む行動規範に拘束されている。一部の管轄区域には、基本的人権（障害のある人の権利を含む）を含む人権憲章もある**[[15]](#footnote-15)**。

156.　AHRCは、条約、DDAおよび関連基準ならびにND戦略の下で具体的な義務を負う民間団体および公共サービスのメンバーに、障害のある人の権利に関する訓練を提供している。たとえば、AHRCは最近、NSW州の家族および地域社会サービス局と協力して、NSW州公共サービスの政策および事業スタッフへの障害理解について訓練を実施した。

157.　州および準州の政府機関は、彼らの職員のために関連する障害理解訓練を提供している。クイーンズランド州では、臨床革新と行動支援のための中核拠点（Centre of Excellence for Clinical Innovation and Behaviour Support）が、すべての障害者サービス提供者にこの分野の能力構築を支援するための訓練を提供している。また、障害のある人が自らの決定を下す権利を行使するのを支援する方法として、支援された意思決定を促進するために、公的後見人事務所と提携している。

**司法手続の利用の機会（第13条）**

**質問14**

158.　オーストラリアの「受刑者の健康状態2015」（受刑者報告書）は、刑務所の健康状態を監視し、刑務所保健サービスの計画、実施、および質を報告し評価するために作成された、オーストラリア健康福祉研究所（AIHW: Australian Institute of Health and Welfare）による国民刑務所健康指標に関する第4報である。このレポートにはオーストラリアの受刑者の障害に関する初めてのデータが含まれている。

159.　刑務所報告には、オーストラリアのすべての州および準州の刑務所からのデータが含まれており、刑務所の84％が参加し、それらの刑務所の入所者の約49％と刑の宣告を受けた退所者の42％がデータ収集に参加している。AIHWは州や準州と協力して将来の報告のためのデータ収集範囲を改善している。

160.　受刑者報告書は、知的障害のある成人が受刑者、特に先住民族の受刑者の間で著しく過剰に現れていることを発見したオーストラリアの多くの研究に言及している。受刑者報告書によると、刑務所人口の12パーセントが知的障害を示す低いIQで、30パーセントが境界域知的障害を示すIQであった。知的障害のある人は、男性で、先住民族で、10年未満の学校教育歴で、受刑直前は不安定な居住の場で、少年拘禁施設の経歴があり、健康状態は自己評価は低く、うつ病および物質依存のある割合が高い。

161.　オーストラリアでは現在、障害のある受刑者に関する情報は限られている。受刑者報告書によると、参加者のほぼ3分の1（30％）が、日常活動を制限したり、教育や雇用への参加に影響を与えたりしている長期的な健康状態や障害を報告している。

# 表 10.2 **刑務所入所者　活動制限（activity limitations）の程度　2015年 (％)[[16]](#footnote-16)**

|  | 重度/超重度 | *中等度* | *軽度* | *なし* | *合計* |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 性別 |  |  |  |  |  |
| 男性 | 6 | 14 | 3 | 75 | 100 |
| 女性 | 7 | 21 | 5 | 64 | 100 |
| 年齢層 |  |  |  |  |  |
| 18–24歳 | 4 | 10 | 2 | 82 | 100 |
| 25–34歳 | 6 | 13 | 3 | 76 | 100 |
| 35–44歳 | 7 | 21 | 3 | 68 | 100 |
| 45歳以上 | 12 | 17 | 5 | 63 | 100 |
| 民族 |  |  |  |  |  |
| 先住民 | 5 | 12 | 4 | 78 | 100 |
| 非先住民 | 7 | 16 | 3 | 72 | 100 |
| 合計 （人） | 65 | 151 | 31 | 742 | 1 011 |
| 合計(％) | 6 | 15 | 3 | 73 | 100 |

**州および準州**

162.　ほとんどの州政府および準州政府は現在、受刑者の障害状態に関する情報を収集していない。ビクトリア州政府は、登録された知的障害のある約580人の犯罪者が刑務所にいるか、地域社会指令や監督指令の下（under community or supervision orders）にあるか、仮釈放中であると報告している。ビクトリア州のおよそ1,200人の成人受刑者が後天的な脳損傷を受けており、およそ1,000人の受刑者が収容前に精神科治療を受けていると推定されている。

163.　一部の州および準州の政府は、未成年の拘禁中の障害のある人に関するデータを収集している。ビクトリア政府は、知的障害のある青少年司法制度の推定130人の犯罪者を報告している。NSW州政府は、2016年から2017年にかけて、727人の拘禁下の青少年が障害のあると分類され、推定23％が知的障害があると報告している。

164.　クイーンズランド州政府は、クイーンズランド州の矯正施設内で障害のある受刑者数の特定のための新しいスクリーニングおよび評価ツールを探求する作業を開始した。

**質問15**

165.　質問13への回答に、関連する連邦、州および準州の研修プログラムに関する情報が含まれている。

**司法へのアクセス**

166.　オーストラリアは、障害のある人々が他の人々と平等に法的権利を行使するためには、障害のある人々が司法に効果的にアクセスできるようにすることが極めて重要であると認識している。

167.　「司法援助サービスに関する国内パートナーシップ協定2015-2020」の下では、障害のような特別な事情を含む事例で援助が必要な場合は、連邦の司法援助資金の優先事項として扱われている。

168. 　2016年から17年にかけて、障害のある人または精神疾患のある人は、連邦の問題に関する法定援助交付金の12.6％を受け取った。2016年から17年にかけて、障害のある人や精神疾患のある人は、地域司法センターの代弁サービスの32.8パーセントを受けた。

169.　オーストラリア政府はまた、一連の法定および法定外の司法財政援助事業を管理している。例えば、1986年オーストラリア人権委員会法（連邦法）（AHRC法）の下で、司法長官は連邦裁判所で違法な差別の訴訟を起こしている人に財政的支援を提供することができる。障害のある人を含め、連邦裁判所の人権管轄の下で行われた申請についても、割引料金が適用される。

170.　質問1で論じたように、オーストラリアには、自分自身では法制度を進行することができない障害のある人のために、支援されたまたは代理の意思決定を提供するシステムがある。

171.　州および準州政府も、障害のある人の司法へのアクセスのための資金と支援を提供している。たとえば、クイーンズランド州は、2017-20年の間に、障害のある人に司法支援サービスを提供している組織に、460万ドルを超える資金を割り当てている。

**アクセシビリティ**

172.　オーストラリア政府は、裁判所および司法制度が障害のある人にとって利用しやすいことを確保する重要性を認識している。連邦裁判所は、車椅子でのアクセス、法廷での誘導ループ、通訳サービスを提供している。連邦裁判所のウェブサイトはウェブコンテンツのアクセシビリティに関するオーストラリア政府の基準を満たしている。既存および提案されている裁判所の建物の建築工事は、障害のある人のニーズを考慮し続けている。オーストラリアの家庭裁判所および連邦巡回裁判所はまた、現在、利用者と連絡を取り合い、利用者が裁判の実務および手続を進めるのを助ける手段としてウェブのライブチャットを提供している。

173.　ほとんどの州および準州の政府は、裁判所が障害のある人にとって利用しやすいことを保証している。障害のある人が裁判を傍聴したり裁判に参加したりするのを支援するサービスを利用できる。例えば、裁判所は、ろう者や聴覚障害のある人のために、法廷審問の日に赤外線聴覚ループを利用できるように手配する。

**陪審員の構成**

174.　連邦裁判所（陪審裁判を実施する権限のある唯一の連邦裁判所）の長官が、現在、陪審員および陪審職員マニュアルを作成しており、これは、裁判所の陪審員構成の規則を条約と調和させる。連邦裁判所のウェブサイトは、陪審員になる可能性のある人のために、翻訳および通訳サービスと聴覚障害者のための全国電話リレーサービス（National Relay Service）の詳細を説明している。

175.　一部の州および準州は、陪審員制度への障害のある人の平等な参加を支援する法律を可決した。例えば、2018年にオーストラリア首都特別区（Australian Capital Territory :ACT)は、1967年裁判員法（ACT）の改正を行い、陪審手続きに参加している障害のある陪審員に対する合理的な支援の提供を促進した。合理的な支援には、通訳、補助動物、障害補助具または支援者が含まれる。

**拘禁および刑事罰への控訴**

176.　刑事司法制度における刑務所その他の拘禁場所は、州および準州によって管理されている。障害のある人が刑事司法上の理由で彼らの自由を奪われた場合、彼らは他のすべての人と同じ手続き上の保証が利用できる。身体障害のある人のアクセスや、視覚や聴覚障害のある人または認知障害のある人の情報へのアクセスなど、障害のある人の特定のニーズに対応するための政策と慣行がある。

177.　質問16で論じられているように、オーストラリア政府は、認知障害または精神障害のある人の権利の認知と、判決の法的手続きおよび期間の全般への保障措置を認定する国家原則草案を検討している。

178.　多くの州や地域が、障害のある犯罪者の追加的な支援ニーズを満たすサービスを提供している。例えば、西オーストラリア州（WA）知的障害者対応調整プログラム（Intellectual Disability Diversion Program）は、判事裁判所に有罪を認めたり、認める意思表示をした認知障害または知的障害のある成人に対して、個別化されたケースマネジメントと支援を提供する。2014年精神保健法（WA）は、認定病院に収容されている認知障害または知的障害のある人を含む、非自発的治療命令の対象となるすべての人が、一定期間内に精神保健権利擁護者（必要な支援を提供する担当者）から連絡を受けることを求めている。WA州政府はまた、最近、1996年刑事（告発された精神障害者）法（WA）を改正し、精神障害者の裁判への参加を助けるための配慮を約束した。

**過剰な出現率**

179.　オーストラリア犯罪研究所は、刑事司法制度の中での障害のある人に関して多数の調査を実施した。例えば、2017年10月に発表された研究では、先住民族以外の拘留中のオーストラリア人と比較して、先住民族のオーストラリア人の間では認知障害のある人の割合が高いことがわかった。この研究ではまた、認知障害のある受刑者が再犯する可能性が高く、初犯年齢がより若く、かつ多くの犯罪歴があったことが明らかになった。これらの最近の調査結果は、あらゆるレベルの刑事司法制度において、文化的に的を絞った障害者支援と多様な選択肢が引き続き必要であることを示している。

180.　いくつかの州および準州の政府は、刑事司法制度における障害のある人の過剰な出現についての調査を行っているか、または独立した報告に対応している。2015年にビクトリア州議会は、障害者サービスにおける虐待についての調査を行った。最終報告書は2016年5月に完成し、ビクトリア州政府はその調査結果を検討している。

181.　精神保健問題のある人々と刑事司法制度との間の関係に関する北部準州(NT)法改正委員会の2016年報告書は、地方裁判所の刑事部門で精神保健問題のある人々がどのように対処されるかに関する22の提言を行った。NT政府は現在、勧告を実施するための選択肢を開発している。

**身体自由及び安全（第14条）**

**質問16**

182.　オーストラリアは、オーストラリアの誰もが自分の障害を理由に自由を奪われないようにすることを約束している。しかしながら、オーストラリアは、健康上および刑事司法上の状況において、精神障害のある人の取り扱いに関して特別な課題があることを認識している。これは継続的な見直しと改革の分野である。

183.　2015年に、認知障害または精神障害のある人々の、精神障害によって釈明に適さない、または有罪ではないと判断された人々の取り扱いに関する、管轄区域を超えたワーキンググループが設立された。ワーキンググループは、裁判を受けるための適合性、精神障害の擁護および州をまたぐ法廷の移動に関する管轄を越えたデータを収集および分析し、認知障害や精神障害によって釈明に適さない、または有罪とされない人に関わる、国家原則の声明を作成することを約束した。

184.　この国家原則の草案は、認知障害または精神的健康障害のある人の権利を認識し、彼らが命令の対象となる法的手続きおよび期間の保障措置を特定しようとしている。

185.　2018年6月、司法長官評議会は国家原則の草案の改訂版を検討し、2018年の次回会合でさらに審議することに合意した。

186.　障害のある人のためのヘルスケアに対するオーストラリアのアプローチは、可能な限り制限の少ない環境を提供し、人の権利を保護し、そして家族と介護者の役割を認識することである。障害のある人は、自分自身や他の人々に害を及ぼす危険性があるという健康上の状況でのみ拘束される。

187.　一部の管轄地域では無期限の拘留が行われているが、これは、その拘留期間が犯罪に照らして適切である、監視および定期的な見直しが独立機関によってなされる、不服申し立て手続きがあるなどの要件の保護措置の対象となる**[[17]](#footnote-17)**。ACT（オーストラリア首都特別区）は最近、釈明に適さない人が拘留されている場合、裁判所によって課された指定期間を超えない特定の拘留期間とする、固定期間アプローチを採用した（通常の刑事訴訟手続で審理された場合に想定される判決の期間とする）**[[18]](#footnote-18)**。

188.　医療に対する同意は、州および準州の政策ならびに法律によって規制されている。これらは、事前の同意の指示、「指名人」または後見人の特定、および永続的な成年後見人の指定を含む、個人が自分の治療の好みを表明するための多くの方法を認めている**[[19]](#footnote-19)**。治療は、その人に同意する能力が無く、かつ提供される治療が最も拘束の少ない方法である場合にのみ、自由で事前のインフォームドコンセントなしに提供される**[[20]](#footnote-20)**。

189.　質問1で論じたように、オーストラリアは条約が、精神疾患の治療のためにとられる措置を含む強制的な援助または治療を、そのような治療が最後の手段として必要で、適切かつ効果的な保護措置の対象とされる場合に、認めていると考える。

**質問17**

190.　オーストラリア政府は、上院コミュニティ問題調査委員会の2016年報告書、「オーストラリアにおける認知および精神の機能障害のある人の無期限拘留に関する勧告」を検討しており、2018年末に対応を公表する予定である。

191.　その間、報告の勧告を実行するためにいくつかのステップが取られている。例えば：

（a）　オーストラリア政府は国家原則の草案を検討しており、作業部会はデータの照合と分析のの作業を行っている（第16号参照）。

（b）　一部の州および準州の政府は、障害のある人のための司法サービスへのアクセスを改善するために障害司法計画（Disability Justice Plan）を持っているか、または実施している**[[21]](#footnote-21)**。

（c）　一部の州政府および準州政府は、関連する法律を見直し、改革するための作業を行っている。例えば、2014年にビクトリア州は、支援された意思決定の総合的な見直しを経て、2014年委任状法（VIC州）を施行した。

（d）　他の管轄区域は、認知または精神障害の問題を含む状況のための現場訓練プログラムを開発している。例えば、精神保健問題を経験している人が関わる事件を管理する能力を向上させるために、ビクトリア警察のための精神保健専門教育訓練プログラムが現在開発されつつある。

**拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは処罰からの自由（第15条）**

**質問18**

192　オーストラリアは、拘束的行為の排除に向けて努力し、拘束的行為が最後の手段であり、サービスにアクセスする人々の尊厳と人権を常に尊重し、支持するアプローチを支持すると約束している。

193.　州や準州の中では、隔離と拘束の使用が最後の手段であり、適切な基準を満たし、責任ある機関に報告され、その後見直されることを確実にするための法律が制定されている**[[22]](#footnote-22)**。一部の管轄区域にも、好事例ガイドラインの作成や拘束的行為の使用を避ける代替支援方法の推奨を通じて、教育の役割を担う機関もある**[[23]](#footnote-23)**。

**NDISサービス事業者**

194.　NDIS委員会は、行動問題を管理し、障害のある人の自由と尊厳を制限する制限的な行為の使用を削減および排除するために、行動支援戦略を最も有効に実践できるようにする役割を果たすことになる。

195.　NDIS委員会の行動支援機能は、「障害者サービス部門における拘束的行為の使用を削減および排除するための国内枠組み」の下での連邦、州および準州政府の約束に基づいている。NDIS委員会は、全国的な監督の提供、法的報告義務の実施、好事例を知らせるためのデータの使用、および指導力、教育およびガイダンスの提供により、障害者サービスにおける拘束的行為の削減および排除に取り組む。

196.　新しい取り決めの下では、拘束的行為は、最後の手段として、行動支援計画に沿ってのみ使用でき、利用可能な最も制限の少ない選択肢であり、（拘束的行為の対象となる）行動によるリスクに比べて相当で、拘束的行為の必要性をなくしたり減らしたりする戦略を含んだものでなければならない。

**学校**

197.　障害教育基準は、教育提供者に、嫌がらせやいじめのない教育環境を学生に提供することを義務付けている。学校は、暴力的または挑戦的な行動を示す生徒にとって安全な学習環境を提供するだけでなく、他の生徒の暴力的または困難な行動から守られる安全な学習環境を生徒に提供する必要がある。

198.　2015年に上院で行われた拘束的行為の使用についての2件の質問に対して、オーストラリア政府は、障害のある生徒の学校への支援を引き続き改善すること、そして州、準州政府および非政府の教育機関と協力して、すでに進行中の取り組みを拡大し強化する機会を特定することを約束した。

199.　多くの州および準州が最近、障害のある学生のための学校教育について独自の見直しを行っている**[[24]](#footnote-24)**。

200.　近年、障害のある生徒を含むすべての生徒の学習ニーズを効果的に満たすために、教師が適切な技術と理解力を身につけることを確実にする大きな進歩もあった。

**精神保健施設**

201.　オーストラリア保健大臣の諮問委員会は、拘束的行為の排除に向けた努力の結果を共有し、より広範な改革を支援すべく、拘束的行為に関する11回の全国フォーラムを開催した。2018年11月に第12回フォーラムが予定されている。

202.　オーストラリアの専門公立精神保健病院サービスにおける隔離と拘束の措置に関するオーストラリア健康福祉研究所（AIHW: Australian Institute of Health and Welfare）のデータによると、隔離の措置は大幅に減少しており、隔離事例の発生率は2009-10年からほぼ半減している**[[25]](#footnote-25)**。

203.　 2010年精神保健サービスの国家基準には、すべての状況における精神保健サービスで、拘束と隔離の措置を減少させ、可能であれば廃止するという、特に患者の安全に関わる基準が含まれる。

204.　オーストラリアの国立精神保健委員会（Mental Health Commission）は、隔離と拘束の措置を減らすためのエビデンス基盤を構築するためにオーストラリア精神看護大学（ACMHN: Australian College of Mental Health Nurses）にプロジェクトを委託した。このプロジェクトは、特に精神看護師などの第一線職員の決定に影響を与える要因をよりよく理解しようとしている。

205.　 精神保健委員会はまた、現在ACMHNと協力して、その報告書「文化的および臨床的改革を通じた精神保健専門家への支援：オーストラリアの精神保健環境における隔離と拘束の継続的な縮小を促進する」の勧告の実施を進めている。

206.　隔離と拘束の措置は、州と準州の継続的な見直しと改革の対象分野である。例えば、NSW州政府は最近、「2017年度NSW州保健施設の精神病のある利用者の隔離、拘束および観察に関する独立審査勧告」を受け入れ、NSW州の急性精神保健施設内の治療環境の改善に2000万ドルを拠出した。

**国家予防メカニズム**

207.　2017年12月21日、オーストラリアは、拷問その他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱または処罰に関する条約（OPCAT: Optional Protocol to the Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment）の選択議定書を批准した。オーストラリア政府は現在、州や地域と共同で、OPCATの実施、特にオーストラリアの国家予防メカニズム（NPM: National Preventive Mechanism）の確立に取り組んでいる。これは、拘禁場所の査察を担当し、NPMコーディネーターによって推進される、オーストラリア政府、州および準州の機関（NPM機関）の協力的なネットワークとなる予定である。

208.　その実施においてはまず、オーストラリアの管轄および統制下における「主要な」拘禁場所に焦点を当てる予定である。利用頻度、拘留期間、監督の強度、および州および準州との交渉に基づき、主な拘留場所は、成人刑務所、青少年拘留センター、警察の拘置所または独房、特定の閉鎖型の精神科および障害施設、入国管理施設および軍事拘留施設が予定されている。また今後より具体的な監視措置の範囲と焦点が検討される。NPM機関とNPMネットワークの詳しい範囲と機能は、連邦、州、準州間の継続的な議論の課題である。

209.　このアプローチは、OPCAT義務の履行にあたって優先順位付けし、焦点を合わせる際に、NPMは比例の原則を念頭に置くべしという、拷問その他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いまたは罰の防止に関する国連小委員会の指針と一致する**[[26]](#footnote-26)**。

210.　NDISサービス事業者と労働者のために、NDIS委員会は事業者を登録し、苦情を処理し、報告可能な事件（事案）通報を分析し、品質基準を管理し、そして行動規範を執行する。

211.　州政府および準州政府は、オンブズマン、人権、および公共の擁護サービスなど、より広い範囲で既存のサービスを提供し続ける。

**搾取、暴力、及び虐待からの自由（第16条）**

**質問19**

212.　オーストラリア政府は、上院コミュニティ問題調査委員会の報告「施設と居住の場における障害のある人に対する暴力、虐待および放置」の30の勧告のうち29について同意（原則としての同意または認識）した。唯一、王立委員会を求める勧告1には合意していない。

213.　オーストラリア政府は、この報告の知見と、州の同様な調査の結果を慎重に検討した。NDISの保護枠組みは、虐待リスクを最小限に抑えるなど、報告で提起されている多くの懸念に取り組んでいる。

214.　この保護枠組みは、苦情、報告可能な事件、および拘束的行為の監視について全国的に一貫したアプローチを提供する。それはまた、サービス提供者に対して、障害のある人への暴力、虐待および放置の事例について報告し、それらを防止し、発見し、対応するためのより良い方法を開発する義務を課す。

215.　オーストラリア政府は、2017-18年度予算において、独立したNDIS保護枠組み委員会の設立および今後4年間の運営資金を提供するために、2億900万ドルを提供した。この委員会はこの保護枠組みの下でのオーストラリア政府の責任を制定する。

216.　したがって、オーストラリア政府は王立委員会が必要であるとは考えていない。

217.　オーストラリアは、障害のある人を含む人々を搾取、暴力および虐待から守るための強力な国家的枠組みを持っている。ND戦略は、障害のある人は暴力、搾取、放置の危険性が高まる可能性があること、そしてオーストラリア政府は彼らを保護するための適切な措置を講じるべきであることを認識している。それはまた、性別が障害の経験に大きな影響を与える可能性があること、障害のある女性と女児は女性であることでしばしば異なる課題に直面していることを認識している。

218.　NSDS（全国障害サービス基準）は、すべての障害者サービス提供者に適用される6つの国内基準を定めた。基準1は、表現の自由、自己決定および意思決定の自由に対する個人の権利を促進し、虐待、危害、ネグレクトおよび暴力を積極的に防止する。基準4は、個人へのサービスと組織全体のサービスの見直しと改善の情報を知らせるために、フィードバックと苦情の提供募集を推進する。

219.　NDIS委員会登録提供者は、暴力や虐待、その他の重大な申し立てまたは事件を処理するときに、NDIS委員会への報告義務とその監督措置の対象となる。

220.　州および準州レベルでは、障害のある人はさまざまな監視および苦情解決の仕組みを利用できる。

221.　あらゆるレベルのオーストラリア政府機関は、施設での虐待または暴力を経験した障害のある人が適切なカウンセリングサービスにアクセスできるようにするための対策を講じている。

222.　1800RESPECTは、オーストラリア政府によって資金提供されている国内の性的暴行、家庭内暴力および家族内暴力のカウンセリングサービスである。性暴力または家族内・家庭内暴力を経験したことがある、または経験する危険がある人々、その家族、友人、現場の労働者に、1日24時間、週7日サポートを提供する。経験豊富なカウンセラーによって、電話、オンラインおよび専門的なトラウマカウンセリングが提供されている。このサービスはまた、インクルーシブな実践のなかで障害のある人に対する暴力への対応をしている専門家に情報を提供する。

223.　施設内での児童性的虐待を経験したことのある人のための国民救済制度は、参加施設でのケアの間に性的児童虐待を受けた人への、カウンセリングへのアクセスを含めた支援を提供する。連邦政府、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、タスマニア州、ACT州、NT州、SA州およびクイーンズランド州が国民救済制度に加わった。

224.　州および準州政府も、障害のある人が適切なカウンセリングを受けられるようにするための措置を講じている。南オーストラリア州（SA）では、メンタルヘルストリアージサービスの支援チームに、アドバイスを提供できる精神保健の専門家がいる。

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

**質問20**

225.　オーストラリア政府は、すべての人の身体的完全性および生殖の権利を尊重することを約束し、歴史的に見て，同意なしにまたは希望に反して不妊措置を受けた障害のある人々（その多数は女性）があったことを認めている。

226.　過去20年間にわたり、障害のある人の不妊措置の規定は多くの調査や見直しの対象となっており、オーストラリア、州、準州の法律は、過去のものよりも障害のある人により良い保護を提供するために大幅に改正された。

227.　入手可能なデータは障害のある人の不妊措置の件数がかなり少ないことを示唆しているが、データ収集作業の不統一は依然として懸念要因である。このため、2015年にオーストラリア政府は、管轄区域をまたがるデータ収集を標準化するための指標を作成するために、オーストラリアの後見管理委員会を代表するビクトリア州公的権利擁護局に資金を提供した。

228.　有効な同意がない場合、外科的介入はオーストラリアの刑法および民法の違反である。一般的に、子どものために、そして子どもに代わって治療に同意することができるのは、親の責任の範囲内である。しかし、医療措置が非治療的、侵襲的かつ不可逆的な場合、誤った判断を下す重大なリスクがあり誤った判断の結果が特に重大なものになる場合には、親の権限は及ばない。そのような場合、1975年家族法（連邦法）に基づく裁判所の福祉管轄権の一部として家庭裁判所の承認が要求される。

229.　家庭裁判所は、保護者権限の範囲内で許容され、裁判所の承認を必要としないためには、子どもを不妊にする医療処置は、本質的に治療的でなければならないことを確認した**[[27]](#footnote-27)**。

230.　 2004年家族法規則（Family Law Rules）に基づき、子どものための主要な医療処置（子どもの生殖器官の不妊措置または除去を含む）を承認する命令を求める医療処置申請が行われる場合、提案された処置が子どもの最善の利益であると裁判所が納得する証拠を提出する必要がある**[[28]](#footnote-28)**。その証拠には、とりわけ以下を確立する医学的、心理的、またはその他の専門的な証拠が含まれている必要がある。

（a）　その子どもがその手続について情報に基づいた決定を下すことができる場合 - 児童が同意したかどうか。

（b）　その子どもがその手続について情報に基づいた決定を下すことが不可能である場合 -すなわち，その子どもが次のような場合：

（i）　現在、情報に基づいた決定を下すことはできない。そして

（ii）　手続が実行されるべき期間内または予見可能な将来内に、情報に基づいた決定を下すことができるほど十分に発達する可能性が低い**[[29]](#footnote-29)**。

231.　家族法制度のオーストラリア法改革委員会（ALRC: Australian Law Reform Commission）による見直し（質問7で論じた）の一部として、インターセックスの子どもを含む子どもの最善の結果を促すために、家庭裁判所の福祉管轄権に変更を加えるべきか否かを検討している。

232.　連邦の法律と政策において、インターセックスの人のニーズに対する認識が高まっている。 2013年に、1984年性差別禁止法（連邦法）は、インターセックスの地位を理由とする差別からの保護を導入するために改正された**[[30]](#footnote-30)**。オーストラリアは、インターセックスである人々に差別からの特別な保護を提供する最初の国の1つである。「性別およびジェンダーの認識に関するオーストラリア政府のガイドライン」では、インターセックスを生物学的条件として明確に定義し、その人々がオーストラリア政府の記録にジェンダーを設定または変更するための手段を提供している。時間が経つにつれて、これらの改革は、ジェンダーのアイデンテティと性の特性における多様性の社会的受容の拡大を促すはずである。

**移動の自由及び国籍についての権利（第18条）**

**質問21**

233.　質問1で議論したように、オーストラリア政府は、合法的、客観的かつ合理的な基準に基づいている場合、オーストラリアに入国または滞在を目指す外国人に健康要件を課すことは適切と考えている。

234.　 1994年移民規則（連邦法）に示されているように、オーストラリアビザの申請者のほとんどは、ビザを取得するために一定の最低限の健康要件を満たす必要がある。

235.　これらの健康要件の目的は、以下のとおりである。

（a）　公衆衛生に対する脅威からオーストラリア社会を保護する（主に活動性結核の侵入を止めることに焦点を当てている）。

（b）　保健および地域社会サービスに対する公的支出を抑える。そして

（c）　不足しているオーストラリアの住民の健康やその他の地域社会サービスへのアクセスを保護する。

236.　公衆衛生に対する脅威と見なされる条件が、オーストラリアに入国するためのビザの付与を妨げる可能性がある。

237.　障害者差別禁止法（DDA: Disability Discrimination Act）は、1958年移民法およびその法的手段を違法な差別の規定から除外している。その目的は、障害のある人を含むオーストラリア人が、適切で不可欠な健康および地域社会サービスを受け続けることを確実にすることである。これは、移行時の健康管理手順のあらゆる側面に反映されている。差別からの除外は、ビザの申請や不利な決定の見直しを求める手順など、行政手続きには適用されない。

238.　ビザ申請者が健康上の要件を満たしているかどうかを評価するオーストラリア政府の現在の方法では、障害、病気、またはその両方を抱えている申請者を区別していない。すべての応募者は、公平で公正な方法で扱われる。ある人が障害を持っている場合でも、それだけでは健康上の要件を満たさないとはされない。

239.　ビザ申請プロセスの一環として、申請者は入国医療審査を受ける。そこでは連邦の医療担当官が、ビザが付与された場合に、障害を含むビザ申請者の状態が「著しい」医療費と地域サービス費の負担をもたらす可能性があるかどうか、あるいは、不足している医療や地域社会サービスへのオーストラリア国民のアクセスを害するかどうか、評価する。

240.　一部のビザのクラスでは、健康上の要件の免除を受けることができる。これは、担当官が、同情できる説得力のある状況がある、または潜在的な費用や不足している医療や地域社会サービスへのオーストラリア市民や永住権のある市民のアクセスの損害を上回る相殺要因があると認めた場合になされる。

241.　オーストラリアの難民であること、または人権条約の下でオーストラリアの非返還義務を負っていることが判明したすべての人々は、障害があるかどうかにかかわらず、オーストラリアの保護を与えられる。オーストラリアで申請する人のための保護関連ビザには健康診断の要件があるが、目的は経過観察が必要な健康問題を特定することである。健康状態にあることはビザの拒否をもたらすことはない。

**自立した生活及び地域社会への包容（第19条）**

**質問22**

**居住施設**

242.　居住施設の閉鎖のための国家的枠組みはないが、1980年代から1990年代にかけて、ほとんどの州や準州では、障害のある人々の大部分が居住施設から地域社会の生活に移行した。 NT州、WA州およびACT特別区は、居住施設に障害のある人々を収容しなくなり、地域住宅およびその他の革新的な支援住居モデルに移行した。NDISは、オーストラリア全土で障害のある人々の居住施設から自分で選んだより適切な住居へのさらなる移行をもたらしている。特に、65歳未満で居住型老人ホームに住んでいる人を代替住居に移すことは、オーストラリア政府にとって優先事項である。

243.　2018年3月現在、320人がNSW州の3つの大きな居住センターに住んでいるが、NSW州政府はこれらの人々を地域社会の新しい住居に移行させる過程にある。2013年以来、クイーンズランド州は、厚生施設で生活する知的障害者または認知障害のある115人の人々を地域社会の生活環境に移行させるために900万ドル以上を割り当てている。これは、NSW州にある残りの居住施設の閉鎖とともに、NDISの展開により、来年にかけて大幅に増加すると予想されている。ビクトリア州は2016年にコランダにある最後の障害者施設を閉鎖すると発表した。

**自立した生活**

244.　NDISは障害のある人々のサポートの仕方に対する非常に大きな変化を表している。NDISは、障害のある人々が自分たちのニーズに基づいた、選択とコントロールを伴ったサポートを受けられるようにすることを目的としている。2018年3月31日現在、NDISの承認された計画が立てられている参加者数は151,970人に増えた。2021年にオーストラリア全土で計画が完成するまでに、46万人が承認された計画をもつ参加者となる予定である**[[31]](#footnote-31)**。

245.　NDISは、受給資格のある個人が地域社会で自立して暮らせるよう支援するための合理的かつ必要な障害関連支援を提供する。この支援には賃貸市場のナビゲート支援、賃貸借契約、短期暫定居住、家の改修、家事用支援機器および専門障害住居（SDA: specialist disability accommodation）サポートが含まれる。完成時には、SDAの資金は年間約7億ドルになると予想されている。これにより、オーストラリア全土に渡って非常にアクセスしやすい住居を多数建設することが容易になり、障害のある人が地域社会で自立的に暮らすことが可能になる。

246.　一部の州および準州の政府は、障害のある人が適切かつ手頃な価格の住居にアクセスできるようにするための代替住居の選択肢および支援も提供している。例えば、ビクトリア州政府は、不適切な住居に住み、自立的に生活するには大規模な改修や個別的支援を要する障害のある人が、公営住宅やコミュニティ住宅を利用することを優先的に計画している。

**居住の場に関するデータ**

247.　オーストラリアの障害のある人のための居住の選択肢の大部分は、個人住居およびグループホームにおける自立生活と共同生活様式の組み合わせで構成されている。

248.　2015-16年には、331,817人の障害者サービス利用者**[[32]](#footnote-32)**がいて、そのうち287,568人の住居環境に関する情報を入手できた。このうち、80.7％（232,005）が地域の個人住居に住んでいて、5.2％（14,812人）がグループホームなどの家庭的規模の支援つき生活施設に住んでいた。さらに2.8％（8,046人）が支援付き居住施設に住んでおり、残りの11.4％（32,705人）はその他の環境に住んでいた。

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）**

**質問23**

249.　オーストラリアには公用語も国語もないが、オーストラリアの手話（AUSLAN）を含め、さまざまな言語が広く使用されていると認識されている。

**アクセス可能なコミュニケーション**

250.　オーストラリア政府は、技術の使用と私たちの地域社会が変化し成長するにつれて、障害のある人のニーズを確実に満たし、オンラインサービスをアクセス可能でインクルーシブなものにすることを約束する。

251.　全国電話リレーサービス（NRS: National Relay Service）は、ろう者や聴覚障害のある人に、標準の電話サービスにアクセスすることを可能にする。NRSユーザーは、さまざまなリレーサービス方法を介して、個人通話またはビジネス通話を個別に発信および受信できる。ユーザーは、スマートフォンやタブレット用のNRSアプリケーションを介してこれらの中継サービスの一部にアクセスすることもできる。2017年6月23日、オーストラリア政府はNRSの長期的な持続可能性を確保するための実施計画を発表した。 2018年4月、オーストラリア政府はNRSの継続的な提供とアウトリーチの提供を発表し、年間総資金配分額は2200万ドルであった。

252.　オーストラリア政府の印刷物障害者サービスプログラム（PDSP: Print Disability Services Program）は、印刷物に関する障害のある人々のニーズを満たすために、印刷物を別の形式に変換するための資金を団体に提供している。2017-18年のPDSPの予算は140万ドルである。 2018年7月1日から、これは年間190万ドルに増えた。盲人のための郵便割引（PCB: Postal Concessions for the Blind）は、盲人または視力障害のある人々のための適格な資源を分配するために郵便サービスを利用する有資格の個人および組織のための割引を提供する。

253.　1992年放送サービス法（連邦法）の下で、オーストラリアでは無料放送および加入テレビで放送される番組に字幕方式がある。加入テレビの事業免許も、字幕目標の対象とされる（目標値は徐々に増加していき、2033年7月1日までに番組の100パーセント字幕化する）。

254.　2017年4月、オーストラリア政府は、オーストラリアにおける持続可能な音声解説サービスの向上のための選択肢を検討するために、音声解説ワーキンググループを設立した。ワーキンググループは2017年12月に政府に報告書を提出し、政府はそれを検討している。

255.　2017年著作権改正（障害者アクセスおよびその他の措置）法（連邦）は、著作権資料へのアクセスを容易にするための2つの新しい簡潔な例外を定めた。1つは、障害のために資料を読むこと、見ること、聞くこと、または理解が困難である人々によるアクセスで、もう1つは、障害のある人を支援する営利団体ではない教育機関によるアクセス。

256.　多くの州や地域でも、障害のある人のためのアクセシブルなコミュニケーションの発展を促進するための資金が提供されている。例えば、ACT政府は、障害のある人が地域社会に参加しかかわる機会の増加を支援する年次補助金プログラムを運営している。

**アクセス可能な情報**

257.　オーストラリア政府は、法律、政策、制度および義務についての情報を、わかりやすい版、可能な場合は簡単な英語など、利用しやすい形式で提供している。DDAの下では、すべてのオーストラリア政府機関は、情報とサービスを差別のない利用しやすい方法で確実に提供することを要求されている。

258.　オーストラリア政府のウェブサイト“ Australia.gov.au”は、オーストラリアにおける政府のサービス、法律、義務および政策に関する情報の中心点である。それは、アクセス可能で差別のない方法で情報とサービスを提供し、WCAGバージョン2.0のレベルAに準拠している。

259.　州および準州はまた、アクセス可能で即応性のあるコミュニケーションサービス、出版物およびオンライン資料を提供している。たとえば、クイーンズランド州の運輸・幹線道路省はアクセス可能なアプリとウェブサイトを提供し、障害のある人がリアルタイムの情報と交通機関ネットワークにアクセスできるようにビジョンオーストラリアと協力している。これには、駅のテキストから音声へのシステム、バス停の点字ブロック、点字サインが含まれる。

**教育（第24条）**

**質問24**

260.　2017年の障害のある生徒に関する全国統一データ収集（NCCD: Nationally Consistent Collection of Data on School Students with Disability）は、障害のために教育上の調整を受けている724,624人の生徒を特定し、これはオーストラリアの学校の生徒の18.8％に相当した。2015年には、20歳以上の障害のある人の31.7％が中等教育を修了しており、2003年から5.6％の増加となっている。

261.　NCCDは、医学的診断を受けている人だけでなく、障害によるアクセスと学習への参加を支援するための調整を受けている全範囲の生徒に関する情報を収集するように設計されている。その結果、障害のある学生に関する他の収集データよりも多くの学生が報告されている。この収集データは、オーストラリアの学校で障害のある学生に提供される支援にプラスの影響を与えている。

262.　 障害のある学生の停学、拘束および隔離の措置に関するデータの全国的な収集はない。オーストラリア政府は、学校での生徒の行動管理の手段としての体罰を承認していない。また、子どもを虐待または暴行した教師には国内すべての区域で刑事罰が適用される。

263.　ACT特別区、NSW州、SA州、クイーンズランド州、タスマニア州、ビクトリア州およびWA州は、公立学校での体罰の使用を明示的に禁止するか、または親の代わりに行動する人々（教師など）による合理的な懲罰の措置についての抗弁を認める法規定を削除した。NSW州、NT州、タスマニア州、ビクトリア州、WA州は、政府と非政府の学校の両方で体罰を禁止する法律を制定し、SA州はその法案を議会に上程した。

**質問25**

264.　オーストラリア政府は過去10年間に障害のある学生の教育成果を改善するために大幅な体系的改革を実施してきたが、障害のある学生が最適な教育成果を達成できるようにするためのかなりの努力がさらに必要であると認めている。オーストラリア政府は、上院の教育・雇用調査委員会の2016年の報告「真の学習へのアクセス：政策、資金および文化の障害のある学生への影響」の勧告の内7つを支持、または原則として支持した。

**データ収集**

265.　オーストラリア政府の学校の資金援助は、学生のニーズに焦点を当てている。基本的な額はすべての生徒に提供され、障害のある生徒を含めて，不利な状況にある生徒に対しては加算がある。NCCDの調査結果は、2018年以降の障害のある学生の加算の基礎となる。州および準州政府を含む教育評議会を通じたプロジェクトを含め、NCCDの正確性および質を改善するための措置が進行中である。

**いじめ**

266.　オーストラリアの「全国安全な学校枠組」は、すべての州の教育大臣によって承認されている。教育当局と共同で開発されたこの枠組みは、学校が生徒の安全と福祉の方針や実践を開発し実行するのを支援する。

教育

267.　オーストラリアの教員専門性基準、認定基準、手続きには、障害のある生徒の参加と学習を支援するための要素が含まれている。オーストラリアのカリキュラム、評価および報告機関（ACARA: Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority）は、障害のある学生を含むすべての学生にとっての、オーストラリアのカリキュラムへのアクセシビリティの向上に取り組んでいる。2015年から16年にかけて、ACARAは障害のある生徒がオーストラリアのカリキュラムにアクセスできるようにすることを支援するために、4つの管轄区域の学校と提携して実践例の紹介用映画を作成した。

268.　障害教育基準は5年ごとに見直される。2015年のレビューでは、2010年のレビュー以降、教育者の基準への意識が高まったことがわかった。

269.　2015年の見直し中に、中心的な関係者は、基準を実際にどのように実施するかについてより大きな理解が必要であると指摘した。これに応えて、オーストラリア政府は、有力な中心的関係者と協議して、一連の模範例の開発に資金を提供した。これは、早期教育、学校、職業教育および高等教育の場で学生のより良い学習成果および教育経験を支援するために、基準をどのように使用できるかを示すものである。

270.　オーストラリア政府ならびに州および準州の政府は、教育評議会による2015年の見直しによるその他の勧告に対処するために共に取り組んでいる。ビクトリア州とクイーンズランド州は、教育システムに障害のある人が含まれているか見直しを行い、勧告を実行している。ビクトリア州政府は、2016年の「障害のある学生のためのプログラムの見直し」から出された25の勧告事項のうち21を受け入れ、推奨事項を実施し補足的な取り組みと改革の実施を支援するための、2200万ドルの一括資金を提供した。

271.　オーストラリア政府は、2018年から27年にかけて、数次の学校資金に2,435億ドルを出費している。これには、障害のある生徒のための推定221億ドルの加算が含まれる。平均して、障害のある学生のための資金は、この期間に毎年5.7パーセント増加する。これは、障害のある学生に対する州および準州の資金援助に加えられている。

272.　各州および準州の政府は、教育制度において障害のある学生のための資金配分をしている。

**高等教育**

273.　2013年高等教育支援法（連邦）（HESA: Higher Education Support Act）は、高等教育障害者支援プログラムを通じて、障害のある学生のアクセスを改善するために、適格な高等教育機関への補助金を提供している。これには、障害のある学生を支援するための費用（増幅補聴器、ワイヤレスマイク、ノートテークなど）をまかなうために、適格な高等教育機関に資金を提供する、障害のある学生への追加サポートが含まれる。知的障害のある生徒には、休息室設備や、単語予測やテキスト読み上げなどのソフトウェアプログラムでサポートすることもできる。

274.　オーストラリア政府によって資金提供されているオーストラリア産業技術委員会（AISC: Australian Industry Skills Committee）もまた、職業教育訓練（VET: Vocational Education and Training）における障害のある人の訓練成果を改善するための事業を稼働している。例えば、障害教育基準の下でのインクルージョンと義務についての認識を高めるために、VET機関で使用されている既存の資源を改善させることである。

**質問26**

275.　オーストラリア政府が2016年に委員会の一般的意見4の草案についての意見で指摘したように、

（a）　「隔離された環境からインクルーシブな環境への資金の移転を達成すること」を全締約国に促す委員会のコメントに関して、オーストラリアの見解は、個々の締約国は第24条に基づく義務を、異なる教育様式に補助できる教育システムを通して果たすというものである。ここでは障害のある学生が、追加の支援を受けた通常の学校での通常のクラス、通常の学校での専門のクラスやユニット、そして専門の学校を含む幅広い教育の選択肢に参加できる。幅広い教育の選択肢によって生徒の最善の利益が第一に考慮される。

（b）　オーストラリアは、教育機関が経済社会文化的権利に関する国際規約第13条（1）の一定の最低基準と教育目的を満たしていることを条件として、同規約第13条（3）及び（4）が両親と保護者の子どものための学校の選択の自由を規定していると認識している。したがって、オーストラリアは、全締約国が第24条に沿って専門クラスまたは専門学校を通じて教育を提供できることを委員会が明確にするよう提案する。

276.　障害のある生徒を支援するためにオーストラリア政府が使用している資金モデルは、2018年以来、他の生徒と同じ基準で生徒が教育を受けるために必要な配慮の程度を基礎としている。それは生徒が通う学校の種類に依らない。障害のある学生の大多数は通常の学校に通っている。

**健康（第25条）**

**質問27**

**平等なアクセス**

277.　DDAは、保健サービスの提供を含む、商品およびサービスの提供における障害を理由とする人に対する差別を排除することを目的としている。これは、NDISから除外される可能性がある、農村地域に居住する、または収容されている障害のある人にも適用される。州および準州の法律でも、障害のある人の権利が認められ、社会への参加とサービスへの平等なアクセスが促進されている**[[33]](#footnote-33)**。

278.　オーストラリア政府は、特に農村部や遠隔地に住む人々にとって、より良い医療サービスと医療成果を提供するためのデジタル医療技術の可能性を認識している。遠隔医療サービス（telehealth services）を使用すると、地理的な孤立、移動時間、コスト、その他の資源状況による患者のアクセスを妨げる障壁を減らすことができる。

279.　2011年7月に、オーストラリア全土の遠隔医療が妥当である農村および遠隔地、適格な高齢者介護施設およびアボリジニ医療サービスにおける、院外の民間医療専門家によるビデオ相談に対してメディケア給付が導入された。医療相談給付金は、一般診療医（家庭医）その他の臨床医、臨床看護師、助産師、アボリジニ医療従事者または看護師が提供する診療サービスのビデオ相談を患者側端末で受ける場合にも適用される。

280.　性および生殖医療、精神的健康および心理的支援の分野では、障害のある人に適用可能な、メディケア給付対象（MBS: Medicare Benefits Schedule）となる専門家による多くのサービスがある。障害のある人のための専門医および医療関連専門サービスの特定のサービスリストもある。

281.　オーストラリアで監禁されている人々は、刑務所に入るとメディケアの資格があるが、メディケア給付受給の資格はない**[[34]](#footnote-34)**。医薬品給付制度（PBS: Pharmaceutical Benefits Scheme）で医薬品を入手する資格は同じ基準に基づいているため、囚人は一般にPBS医薬品を利用することができない。

282.　これらの一般規定にもかかわらず、オーストラリア政府は、各州および準州の受刑者がPBS内の高度専門薬品（HSD: Highly Specialised Drugs）プログラムを利用するための資金を提供している。HSDは、HIV / AIDS、B型およびC型肝炎、パーキンソン病、および統合失調症などの複雑な慢性疾患の治療に使用される医薬品を利用できるようにする必要性を認識している。

283.　オーストラリア政府は、先住民に健康管理を提供するために、オーストラリア先住民健康プログラム（IAHP: Indigenous Australians’ Health Programme）に基づいて、保健サービスに資金を提供している。IAHPは、二次および三次医療サービス、および文化的に適切な障害者サービスの提供を含む地域社会サービスの資金を提供する。

284.　州および準州には、障害のある人のニーズが満たされ、障害のある人が質の高い、文化的に敏感でインクルーシブな医療サービスを利用できるようにするための方針とプログラムがある**[[35]](#footnote-35)**。

285.　これには、障害のある人を含む孤立した患者が医療専門家に会うための、旅行や宿泊費を援助するプログラムが含まれている。たとえば、NSW州保健「孤立患者の旅行・宿泊支援事業」では、2017-18年に州全体で29,724人を支援した。

286.　NDISは主流サービスの代替を意図していない。州および準州は、NDISの受給資格のない障害のある人に医療サービスを提供し続ける。例えば、ACT州では、「地域支援およびサポートプログラム」は、健康上の問題のために日常生活上の困難を経験している場合、人々およびその介護者に対して短期から中期の支援を提供する。

287.　NDISと保健システムなどの主流サービスとの関係は、NDISの法的枠組み**[[36]](#footnote-36)**と、2013年4月にオーストラリア政府評議会（COAG: Council of Australian Governments）によって合意され、2015年に見直された、「NDISおよびその他のサービス制度の責任を決定する原則」によって調整される。

288.　現在、州の障害者サービスを受けていてNDISの資格を得ていない人々のために、オーストラリア政府評議会（COAG: Council of Australian Governments）は彼らがNDISへの移行において不利益にならないことを保証するために継続的な支援の提供を約束した。

**倫理基準と訓練カリキュラム**

289.　州および準州の医療専門職および地域医療従事者は、精神保健従業者行動基準2013（National Practice Standards for the Mental Health Workforce 2013）を含む、実践の専門的・倫理的基準および行動規範によって管理されている。これらには、経歴や障害の有無にかかわらずすべての人が尊敬、尊厳、自律性をもって扱われるとする人権が盛り込まれている。

290.　すべての州および準州には、障害のある人に関連した訓練カリキュラムがあり、専門医、看護師、助産師、医療関連専門家（ソーシャルワーカー、理学療法士、言語療法士など）および地域医療従事者に提供されている。NSW州保健は、NSW州保健スタッフの技術と知識を高め、障害のある患者のニーズをより満たすために、11のオンライン訓練コースと後見人訓練パッケージを実施した。

291.　全国障害者サービス基準**[[37]](#footnote-37)**は、障害のある人、その家族および介護者に提供されるサービスの質を向上させるための全国的に一貫したアプローチを促進するのに役立つ。基準6は、現場のスタッフ、運営および行政管理機関が個々の利用者への支援成果を最大化するために適切に資格を保持し、熟練し、援助されることを確実にするために、サービス管理およびリーダーシップの品質基準を定めている。

**ハビリテーション及びリハビリテーション（第26条）**

**質問28**

292.　オーストラリアは、障害のある人のニーズに応え、彼らが日常生活の中で最大限の自立を達成するのを助けることを目的とした、幅広いサービスを提供している。これには、健康、雇用、教育、社会サービスの分野における障害のある人のハビリテーションに焦点を当てた特定のプログラム、および障害のある人の最大限の自立を達成するためのリハビリテーションプログラムが含まれる。これらのサービスの提供およびそれらへのアクセスは、連邦、州および準州の法律を通じた人権に基づくアプローチによって支えられている。これらは、個人の権利、自由、尊厳、自律および自尊を遵守、尊重および促進するサービスを利用する権利を保証している**[[38]](#footnote-38)**。

**雇用**

293.　障害者雇用サービス（DES: Disability Employment Services）は、障害、傷害、または健康状態が一般の開放型労働市場で雇用を得る上での主な障壁となっている人々に対するオーストラリア政府の雇用サービスである。DESサービスには、職業リハビリテーションサービスや、新しいスキルや教育を獲得し、労働能力を構築することで怪我や障害を理解し、補い、管理するためのサポートが含まれる。

294.　加えて、連邦および各州および準州は、傷害を受けた労働者のための独自の労働者補償制度を設け、彼らが職場に復帰できるよう傷害の管理を提供している。

**健康管理**

295.　各管轄区域には、障害のある人のためのリハビリテーションサービスに焦点を当てた保健サービスがある。例えば、NT州政府の障害者局は、優先事項をまとめ、教育、職業、社会の分野での参加を増やすための目標を設定し、その目標と願望に応じて自立を最大化するための、個別支援計画の策定を支援し助成している。

**同意**

296.　州政府および準州政府は、医療従事者が治療のために患者の同意を得る法的義務を定めた政策をもっている。これらは、患者が法的に認められた自律権をもつという一般原則に基づいており、特定の限られた状況（患者が同意，不同意を表明できないような緊急事態など）を除き、患者の同意なしに治療を提供してはならない。患者が同意する能力を欠いている場合、政策は治療のための意思決定者の順位を定めており、これを用いて代替の意思決定者を決めなければならない**[[39]](#footnote-39)**。

297.　ある人が医療行為への同意，不同意を表明できないような障害を抱えている場合、ほとんどの場合、同意は事前医療指令または後見人によって対処される。

298.　すべての州および準州には、意思決定能力が低下している人々に関連してサービスを提供し、機能を実行する公的後見人または公的権利擁護局がある。これらは、障害のある人が参加し、可能な場合には決定を下すことを支援し、その人と相談し、彼らの考えと意思を最大限に考慮する。

**労働及び雇用（第27条）**

**質問29**

299.　2015年には、障害のある人の雇用率を高めるため、障害者雇用制度を見直し、新しい全国障害者雇用枠組みを開発するために、障害者雇用作業チームが設立された。この枠組みを通じて、オーストラリア政府はDESプログラムの改革を展開した。

300.　オーストラリア政府はまた、委員会の2013年のオーストラリアに関する総括所見（CRPD/C/AUS/CO/1、段落50）に骨子が書かれているものを含め、オーストラリアにおける障害者支援雇用を改善するための改革を進めている。

301.　2015年6月5日、公正労働委員会（FWC: Fair Work Commission）は、2010年支援雇用サービス2010年支援雇用サービス最低賃金表（SES Award: Supported Employment Services Award 2010）からビジネスサービス賃金評価ツール（BSWAT: Business Services Wage Assessment Tool）を削除した。以前BSWATを使用していたすべてのオーストラリアの障害関連企業は、SES最低賃金表の下で認証された代替の賃金評価ツールに移行した。

302.　2017年10月10日、FWCは2018年7月1日からSES最低賃金表の下で支援賃金制度を変更することに合意した。その変更は2016年に試行され、その後2017年にオーストラリア障害関連企業、障害者権利擁護団体、労働組合その他の利害関係者と協議して公開された。この変更により、SES最低賃金表の対象となる職場での生産性をより正確に評価することができる。最低賃金表は現在、FWCの4年ごとの現代最低賃金表の見直しの一環として見直されている。

303.　DESプログラムは現在、障害、怪我、または健康不調状態にある約193,000人の求職者に専門的な雇用支援を提供している。46％以上が障害のある女性である。女性参加者の約30％が、プログラムへの参加から3か月後に雇用されている（男性参加者は32％）。オーストラリア政府は、雇用のさまざまな段階で女性が直面している構造的障壁に対処するためにDESの改革を進めている。

**質問30**

304.　オーストラリア政府は、オーストラリア人権委員会（AHRC: Australian Human Rights Commission）の「働きたい：高齢のオーストラリア人および障害のあるオーストラリア人に対する雇用差別の全国的調査」（労働意欲報告書）に含まれる勧告を実行するためにいくつかの措置を講じてきた。

**障害者雇用サービス**

305.　2017-18年予算で、オーストラリア政府は、より多くの障害のある人が職を見つけて維持できるようにするために、DESに大幅な改革を行った。2018年7月1日からの変更点は次のとおり。

（a）　参加者による選択と管理の改善。

（b）　事業者間の競争の拡大。

（c）　新しいリスク対応型の助成モデル、および少なくとも1年の雇用を達成した場合の⇒への新しい助成金による、金銭的インセンティブの向上。

（d）　義務教育を終了（退学）した障害のある人へのDES利用資格の拡大の試行。

（e）　指標化した事業者への支払いの導入。

**新しい起業動機付け制度（NEIS: New Enterprise Incentive Scheme）**

306.　オーストラリア政府は、NEISを通じて、人々が自営業を追求するための事業支援を提供する。2016-17年の変更で、資格のある障害のある人が、DES事業者からの紹介なしに、NEIS事業者に直接連絡して援助を申し込むことができるようになった。DESを受けている人は、小規模企業を設立しながら同時にNEISサービスを受けることができる。

**教育資源**

307.　AHRCは、教育的機能をもっており、障害のある人に対する雇用差別に関する教育ツールおよび教材を作成する。公正労働オンブズマン（FWO: Fair Work Ombudsman）は、雇用主と従業員がオーストラリアの労働の場に関係する法の下での権利と責任を理解するのに役立つように、職場差別に関するファクトシートなどの教育資料を作成している。 FWOはまた、違法な職場での差別の申し立てを調査し、2009年公正労働法（連邦法）第351条（FWA: Fair Work Act）に違反したとして、雇用主に対して訴訟を起こすこともある。

**柔軟な作業調整**

308.　オーストラリア政府は、柔軟な作業（flexible work）の給付を促進することを約束している。FWOと職場男女平等機関（WGEA: Workplace Gender Equality Agency）は、雇用主と従業員が柔軟な作業調整の採用を奨励するための情報とツールを提供している。全国雇用基準の下では、すべての雇用者はFWAの65条を遵守する必要がある。これは、従業員が障害のある場合も含め、柔軟な作業調整を要求する法的権利を有する状況を述べている。この条項の機能を検討するべきであるという労働意欲調査報告書の勧告は、2015年生産性委員会による職場関係の枠組みへの調査で取り上げられており、その報告では修正の勧告はないとされたとオーストラリア政府は考えている。

**雇用者の考え方を変える取り組み**

309.　2016年から17年にかけて、オーストラリア政府は、障害のある人の雇用について雇用主の意識を高めることを約束した。それ以来、障害のある人の雇用促進と利用可能なさまざまなプログラムやサービスを目的として、対象となる雇用主向けのコミュニケーション戦略と訓練教材の開発と実施に約300万ドルが割り当てられている。

310.　「能力へのアクセスの日」（AccessAbility Day）は、2017年12月にオーストラリア全土の8か所で試験的に実施されたオーストラリア政府の取り組みである。この試行の成功に続き、2018年11月に全国規模で展開される。この取り組みでは、雇用主が障害のある人を1日職場に受け入れて、障害のある人の可能性を見るとともに、利用できる支援についても学ぶことを推奨する。一方障害のある人には、新しい職場を経験し、企業とつながる機会をもたらす。

311.　 就職助言サービス（JobAccess Advice Service）とWebサイトは、障害者雇用に関する情報の全国的な拠点である。それは障害のある人と雇用者に合わせた情報を提供し、彼らを無料の政府障害者雇用支援と結び付ける。新しい内容の導入、資源の改善、雇用主向けのオンライン訓練、障害者雇用における優れた実践の推進などの改善が進行中である。

312.　JobAccessの雇用主契約（JobAccess Employer Engagement）の全国障害採用コーディネーター（National Disability Recruitment Coordinator, NDRC)は、雇用主が障害対応への自信を深め、障害のある人をより多く雇用するためのスキルを向上させることを支援している。JobAccessサービスは、労働意欲報告書の勧告事項を考慮して、2018年から1919年に評価される。調査結果は、サービス提供モデルの改善のための情報として使用される。

313.　オーストラリア政府はまた、障害のある人の雇用を奨励するために財政的支援を提供している。従業員支援基金は、障害のある人またはその雇用主に対して、職場での職務を遂行するために必要な職場の改造、機器およびサービスのための経済的支援を提供する。

314.　2017年12月から利用可能な新しい「賃金開始」（Wage Start）補助金は、長期失業のDES参加者およびDES青年研修生を雇用する雇用者に最大6,000ドルを提供する。毎年約1,700人の賃金開始補助金がある。ただし参加者は少なくとも6ヶ月間雇用されなければならない。

**州および準州**

315.　州および準州はまた、障害のある人の雇用を促進し支援している。例えば、ACT州およびNSW州政府は、障害者の権利についての意識を高め、雇用主がインクルーシブな職場を促進するよう奨励するための訓練教材および資源を開発した。

**相当な生活水準及び社会的保障（第28条）**

**質問31**

316.　オーストラリア政府は、オーストラリアの貧困とホームレス（障害のある人を含む）のリスクを軽減することに焦点を当て、いろいろ具体的な対策を講じている。このため年間60億ドル以上を住宅支援とホームレスサービスに使い、何百万人ものオーストラリア人を支援している。

**全国住宅・ホームレス協定（NHHA: National Housing and Homelessness Agreement）**

317.　2018年7月1日から年間15億ドルのNHHAが発足した。NHHAの下では、州および準州は、特定の優先群（家庭内暴力を経験している女性および子ども、子どもおよび若い人、先住民族および介護や施設から離れる人々を含む）のニーズに対処する住宅およびホームレス戦略を持っていなければならない。州および準州は、障害のある人を含む他の優先群を指定することができる。

318.　オーストラリア政府はNHHAの下で、2018-19年年度からの5年間、6億2000万ドルをホームレスサービスに充てる予定で、州や準州が同額を支出する。

**ホームレスに関する以前の暫定的全国連携協定（NPAH: National Partnership Agreement on Homelessness）**

319.　2017年に、オーストラリア政府は最前線のホームレスサービスに資金を提供するためにNPAHの下で州および準州政府に1億1,720万ドルを提供した。NPAHは、「障害のある人々に成果をもたらす上での主流サービスの実績を改善する」ことを含む、ND戦略の主な目的に沿ったものである。

**社会住宅（social housing）とホームレス**

320.　主流の社会住宅およびホームレスサービスは、障害のある人が安定した住宅とサービスとのつながりを獲得し維持することを可能にするのに重要な役割を果たす。

321.　州と準州は、ホームレスに対処する責任を負い、地域社会部門と協力して、ホームレス、失業または低所得であるかその危険がある、障害や精神病のある人々を含む、適格な人々に公的住宅（public housing）または社会住宅を提供する。ホームレスの障害のある人は、一般的に住居支援サービスで優先的に扱われる。

322.　多くの州および準州が、地域社会の組織と協力して、個人にとって安定した手頃な価格の住宅を維持するための予防的支援を提供している。例えば、ビクトリア州政府は、より迅速な計画策定、賃貸人のための安定性と手頃な価格の提供、社会住宅ストックの増加と更新、住宅サービスの向上を通じて、ホームレス予防の取り組みを行っている。

323.　ACT特別区、ビクトリア州、およびNSW州では、専門家のホームレスサービスが、ホームレスの危険にさらされている障害のある人、先住民、女性、子ども、および心理社会的障害のある人を支援している。

**所得補助**

324.　オーストラリア政府は、永続的な身体的、知的、および/または精神的な機能障害があり、そのため仕事や訓練が妨げられている人に対して、障害支援年金（DSP: Disability Support Pension）による所得補助を行っている。DSPの受給者は、より安い薬品や医療サービスなどの割引を受けられる年金受給者割引カードを受け取る。彼らはまた家賃補助を受けることができる。

325.　失業者で仕事を探している人は、22歳以上の場合は新スタート手当（Newstart Allowance）、16歳から21歳の場合は若年者手当（YA: Youth Allowance）を受けることができる。週に30時間以上働けない場合、障害のある受給者は部分的就労能力と評価され得る。これにより、彼らは医薬品手当の対象となる。DSPまたはYAを受けている障害のある若い人たちには、青年障害補足給付も与えられる。公共交通機関を利用できない障害のある人には、移動手当が支給される。

**政治的及び公的活動への参加（第29条）**

**質問32**

326.　オーストラリア政府は、投票することや選択することなど、あらゆるレベルの意思決定プロセスに障害のある人が有意義に参加できるようにすることを約束している。

**能力の推定**

327.　18歳に達したすべての有資格オーストラリア国民は、1918年選挙法（連邦法）に基づく連邦選挙に登録して投票する必要がある。しかし、「精神障害」**[[40]](#footnote-40)**という理由で登録と投票の性質と意義を理解することができない場合には、自分の名前を選挙人名簿に載せるか保持するか、または投票する権利を与えられない。登録医が、「精神障害」のために登録および投票の性質と重要性を理解できないことを書面で認定した場合、その人は選挙人名簿から削除されることがある。

**選挙プロセス**

328.　オーストラリア選挙管理委員会（AEC: Australian Electoral Commission）は、選挙人名簿管理、連邦投票サービスの提供、および教育と啓発プログラムを通じて、適格有権者のための公平で独立した選挙制度を維持する責任がある。

329.　AECは、障害のある人の選挙制度への全面的参加を支援するために開発された、障害インクルージョン戦略2012–2020（AEC戦略）を通じて、ND戦略を支えている。これには、投票所の可視性と物理的なアクセス可能性を最大化し、代替的で補助的な投票の選択肢を提供するための行動が含まれる。例えば、失明または弱視の投票者に対する電話投票や、全国電話リレーサービス（NRS: National Relay Service）による投票という選択肢である。

330.　AEC戦略には、投票資料がすべての有権者にとってアクセス可能であることを保証するための行動も含まれる。たとえば、簡単な英語とビデオで、連邦選挙への登録と投票ができる。ビデオにはオーストラリア手話、ナレーション、そして平易な英語のキャプションが含まれている。オンライン登録様式を含め、AEC ウエブサイト上のすべての情報はアクセシブルである。選挙の間、情報は大活字、電子テキスト、MP３（訳注：音響データの圧縮方式の一つ）および点字で利用できる。

331.　AECは、障害のある人にとってアクセシビリティを確保するために投票システムを改善し続けている。特に、AECは、次回の連邦選挙の投票前期間中に、アクセス可能な投票センターの試行を実施する予定である。センターは、より広い床面積、聴覚ループ、および調節可能な照明を含む、改善された物理的なアクセス性を特徴とする。AECはまた、選挙スタッフを教育するためのオンライン障害理解訓練モジュールの実施を模索している。

**州および準州**

332.　多くの州や地域では、選挙の際に、アクセス可能な形式で情報を提供すること、投票所への物理的なアクセスを確保すること、郵便投票や病院や投票所での援助投票を可能にすることなど、措置をそれぞれに講じている。一部の州および準州の選挙管理委員会は、インターネット投票を含む電子投票システムを導入して、障害のある人に秘密の投票サービスおよび補助なしの投票サービスを提供している。例えばNSW州は、盲人や弱視者がより容易に秘密投票できる、電話またはインターネットで利用可能な電子支援投票プラットフォームであるiVoteシステムを利用している。

**統計及び資料の収集（第31条）**

**質問33**

333.　オーストラリア政府は、さまざまな調査によって障害出現率データを体系的に収集し、報告し、調整しているが、そのほとんどはさまざまな指標によって分類されている。

| *調査/収集データ* | *頻度* | *収集される情報* | *分類* |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
| 障害、加齢および介護者に関する調査 | 3年 | 障害の出現率、サービス利用、差別、社会参加、健康およびウエルビーイング | 年齢、性別および地理的位置 |
| 全国健康調査と一般社会調査 | 3年 | 短い障害設問群が含まれているので、他の社会経済的要因と合わせて調査できる | 年齢、文化的・言語的多様性（CALD: Culturally and Linguistically Diverse）、社会経済的状態および遠隔性等 |
| 個人の安全性調査 | 4年 | 障害のある人を含む18歳以上の人に、15歳以降の暴力の経験について尋ねる | 性別、年齢、地域、文化的・言語的多様性（CALD）、教育および長期/短期の障害状態 |
| 障害のある学校の生徒に関する全国統一データ収集  | 毎年 | 障害のある学生数、障害の種類、他の学生と同じ基準で教育にアクセスするのに必要な調整 | 行政区域、調整の程度、障害の種類、学校の種類 |
| オーストラリア人口・住宅国勢調査 | 5年 | 主要な活動で援助を必要とする人 | 年齢、性別、文化的・言語的多様性（CALD）、その他の人口統計学的および社会経済的変数 |
| アボリジニとトーレス海峡の島民健康調査 | 2018–19 反復調査準備中　 | 先住民の一般的および長期的健康 | 年齢、性別、社会経済的変数および遠隔性 |
| 全国アボリジニおよびトーレス海峡諸島人社会調査 | 6年 | 短い障害設問群が含まれているので、他の社会経済的要因と合わせて調査できる | 年齢、性別、社会経済的変数および遠隔性 |
| 政府サービスに関する報告書 | 毎年 | 障害者サービスを含むオーストラリアにおける政府サービスの公平性、有効性および効率性 | 年齢、性別、地理的位置、遠隔性、文化的・言語的多様性（CALD）および先住民族の地位 |

334.　全国障害協定（NDA: National Disability Agreement）を通じて、オーストラリア、州、準州の政府は、障害に焦点を絞った一連の研究およびデータプロジェクトに資金を提供している。障害者サービス全国ミニマムデータセット（Disability Services National Minimum Data Set）は、NDAの下で提供される障害者支援サービスに関するデータ項目の標準的なセットの年間全国集積である。データは資金受給事業所によってサービス利用者から収集され、次に（州などの）管轄行政に提供され、それがひいては全国的な照合調査および報告のためにデータとなっている。

335.　オーストラリアの女性の安全に関する全国調査機関（ANROWS: Australia’s National Research Organisation on Women’s Safety）は、オーストラリア政府ならびに州および準州政府によって共同資金提供されている。その目的は、政策と実践を推進し、女性とその子どもに対する暴力の度合いの低下につながる、関連性のある政策・実践に活かせる（translatable）調査による証拠収集に資金を提供することである。現在の障害をテーマとした研究プロジェクトには、暴力を経験している障害のある女性のための早期介入サービスを利用し、司法にアクセスしている、障害のある母親と子どもが含まれる。

336.　行政サービス報告（RoGS: Report on Government Services）の障害者・高齢者ケア作業部会は、データ収集と定義の質と範囲を改善し、実施指標の比較可能性の問題を調査し解決することによって、障害のある人と高齢者ケアサービス分野の継続的改善を確実にするために、生産性委員会によって設立された。

337.　オーストラリア政府はまた、既存のデータを最大限に活用するためにデータ統合協力（DIPA: Data Integration Partnership）に資金を提供した。DIPAの下で作成されたデータセットは、他の方法で蓄積されたデータセットと統合されて、障害のある人に関連する一連の情報を含む利用可能なデータを拡張する。この情報は、効果的な政策、プログラム、およびサービスの開発を導くために使用される。

**国際協力（第32条）**

**質問34**

338.　オーストラリアは世界的に人権を推進することを約束している。「2015〜2020年のすべての人のための開発：オーストラリアの援助プログラムにおける障害インクルーシブな開発を強化するための戦略（すべての人のための開発戦略）は、障害を含む開発における国際的な指導的役割を果たすというオーストラリアの約束を明確に示している。「すべての人のための開発戦略」は、主流の取り組みと（障害のある人に）的を絞った取り組みの2つの面からの、障害を含むインクルーシブな開発を実施するための、オーストラリアの人権に基づくツイントラックアプローチについて詳述している。

339.　オーストラリアの開発効果局（ODE: Office of Development Effectiveness）は現在、すべての人のための開発戦略について独立した見直しを行っている。 2017年12月、このレビューでは障害インクルーシブな開発に対するオーストラリアの支援の有効性に関する調査結果が発表され、全体的に効果的であるという強力な証拠が発見された。特に、障害者団体（DPO: Disabled Person’s Organization）の能力が育ち、さらに成長を続けており、オーストラリアの支援は他の支援者の能力を高め、連帯を構築し、他の二国間援助国の参加を助けた。

340.　この見直しは、これらの短期的な結果が、障害のある人やその代表的な組織の発言力の高まりなど、重要な中間的な結果につながっていることを強調している。オーストラリアが障害インクルーシブな開発を支持することによって、国連システム、国連機関、その他の組織の政策の変更が助けられた。

341.　見直しの一環として、ODEは援助計画における障害のインクルージョンを評価し、達成された成果は何か、および障害のインクルージョンをさらに強化するために何をする必要があるのかを特定している。評価報告書は2018年後半に発表される予定である。

342.　障害のある人の権利は、国連人権理事会（HRC: Human Rights Council）におけるオーストラリアの任期期間の焦点である。オーストラリアはまた、国連障害者権利委員会に委員を送っている。これは、オーストラリアのHRCの役割を補完し、市民社会の保護と強化に対する私たちの約束を示している。

343.　障害のインクルージョンに関するオーストラリアの国際的な支援は、「障害に関する世界的な行動」（GLAD : Global Action on Disability）ネットワークの共同議長としての私たちの役割を通して先導されている。GLADネットワークは、国際開発と人道的行動が障害のある人を含み、そして障害のある人が恩恵を受けることを確実にするために、二国間及び多国間のドナー、民間部門及び財団の、総意、役割と資源を活用する。GLADネットワークは3つの重点分野を持っている：障害インクルーシブ教育、社会的保護および人道的行動。2015年の設立以来、オーストラリアが共同議長を務めることは、GLADの戦略的方向性と成長に大きく貢献してきた。

344.　すべての人のための開発戦略の指針原則、および誰も取り残さないための2030年アジェンダに組み込まれた原則に従って、オーストラリア政府は、障害のある人のための成果の証拠基盤の構築およびその監視に投資している。オーストラリアは、障害者統計の充実を目的とする。持続可能な開発目標（SDGs）の実施を監視する目的で、障害別にデータを分類するための、ワシントングループ（訳者注　国連統計部の，特定の課題を解決するためのインフォーマルな組織のひとつ．ワシントンで最初の会合が持たれたので，ワシントングループと呼ばれる）の短縮版質問セット（Washington Group Short Set of Questions）およびユニセフとワシントングループが作成した子どもの機能モジュール（UNICEF/Washington Group Child Functioning Module）を含む、さまざまな障害データのための能力構築の取り組みを支援してきた。オーストラリアは、これらのデータ収集ツールを普及させ、技術支援をするためにワシントングループに支援を提供し続けている。

**国内における実施及び監視（第33条）**

**質問35**

345.　AHRCはオーストラリアのAステータス国家人権機関である。これは独立した法定機関であり、教育や啓発、違法差別や人権に関する苦情の調査および調停、人権問題の全国的調査の実施、国会や政府への助言や提出、ならびに人権と差別の問題に関する研究の実施および調整などの機能を備えている。

346.　AHRCは、条約の実施を促進し、保護し、監視する強力な役割を担っている。条約は、AHRC法の目的のための人権と自由に関する国際法令として宣言されている。したがって、AHRCは条約の下での権利に関連してその機能を行使することができ、

（a）　オーストラリアにおける条約の理解、受け入れおよび社会の中での討議を促進する。

（b）　条約を推進するための研究および教育プログラムを実施する。

（c）　条約に関連する事項について策定すべき法律や取られるべき行動を司法長官に報告する。

（d）　条約に関連する問題を含む訴訟に介入する。

（e）　障害者差別禁止法（DDA: Disability Discrimination Act）に基づく違法な障害者差別についての苦情を調査し解決を試みること。そして

（f）　条約で認められている人権と矛盾または反する可能性がある連邦の法令または行為に対する苦情を調査し、その解決を試みること。

347.　オーストラリアの熱心な障害者差別対応担当長官が障害のある人の権利に関するAHRCの活動を主導する。その活動には、DDAの理解、受け入れおよび遵守の促進、職場および地域社会における障害者差別への取り組みを目的とした関係者との連携、障害者差別に起因する平等と参加への障壁への取り組み、および障害者差別に影響する態度や固定観念と戦うための研究および教育プロジェクトの実施が含まれる。

348.　2017年1月24日、AHRCは、パリ原則に従って、国家人権機関世界連合の認定小委員会により、「Aステータス」の国家人権機関として再認定された。オーストラリア政府はパリ原則を遵守し、連邦法によって保護されているAHRCの独立性を尊重し評価する。

（翻訳・佐藤久夫、岡本 明）

1. CRPD/C/3 (2016). [↑](#footnote-ref-1)
2. General/HRI/MC2004/3 (2004). [↑](#footnote-ref-2)
3. CRPD/C/AUS/QPR/2-3, adopted by the Committee at its eighteenth session and distributed on 19 September 2017. [↑](#footnote-ref-3)
4. Submitted to the Office of the High Commissioner for Human Rights on 25 July 2007. [↑](#footnote-ref-4)
5. As at 26 July 2018. [↑](#footnote-ref-5)
6. Anti-Discrimination Act 1977 (NSW); Equal Opportunity Act 2010 (Vic); Anti-Discrimination Act 1991 (Qld); Equal Opportunity Act 1984 (WA); Equal Opportunity Act 1984 (SA); Anti-Discrimination Act 1998 (Tas); Discrimination Act 1991 (ACT); and Anti‑Discrimination Act 1998 (NT). [↑](#footnote-ref-6)
7. Victorian Equal Opportunity and Human Rights Commission (Vic), Anti-Discrimination Commission Queensland (Qld); Equal Opportunity Commission (WA); Equal Opportunity Tasmania (Tas); ACT Human Rights Commission (ACT), Anti‑Discrimination Board of NSW (NSW) and Northern Territory Anti-Discrimination Commission (NT). [↑](#footnote-ref-7)
8. Charter of Human Rights and Responsibilities Act 2006 (Vic) and the Human Rights Act 2004 (ACT). [↑](#footnote-ref-8)
9. In the NT there is no provision for consent to medical treatment without an appointment. [↑](#footnote-ref-9)
10. The NDIS is expected to be rolled out across WA by 1 July 2020. [↑](#footnote-ref-10)
11. The Domestic and Family Violence Prevention Strategy 2016–2026 (QLD); the Women’s Safety Strategy 2011–2022 (SA); the Domestic and Family Violence Reduction Strategy 2014–2017 (NT); Safe Homes, Safe Families: Tasmania’s Family Violence Action Plan 2015–2020 (TAS); Prevention of Violence against Women and Children Strategy 2011–2017 (ACT); ACT Government Response to Family Violence (ACT); NSW Domestic and Family Violence Blueprint for Reform 2016–2021 (NSW); Free From Violence – Victoria’s Strategy to Prevent Family Violence and all Forms of Violence Against Women (VIC). WA is developing a 10 year Family and Domestic Violence Strategy. [↑](#footnote-ref-11)
12. Steering Committee for the Review of Government Service Provision 2018, Report on Government Services 2018, Productivity Commission, Canberra; Australian Institute of Health and Welfare 2018. Child protection Australia 2016–17. Child welfare series no. 68. Cat. no. CWS 63. Canberra: AIHW. [↑](#footnote-ref-12)
13. Section 33.3. [↑](#footnote-ref-13)
14. For example, the Victorian Disability Access Bench Book; the Queensland Equal Treatment Bench Book; and the Western Australia Equal Justice Bench Book. [↑](#footnote-ref-14)
15. For example, the Charter of Human Rights and Responsibilities Act 2006 (VIC). [↑](#footnote-ref-15)
16. Totals include 5 entrants whose age was unknown and 5 whose Indigenous status was unknown. There were 23 entrants whose disability status could not be ascertained. [↑](#footnote-ref-16)
17. Criminal Code (NT); Disability Act 2006 (VIC); Mental Health Act 2013 (Tas); Mental Health Act 2016 (QLD); Mental Health Act 2007 (NSW); Criminal Law (Mentally Impaired Accused) Act 1996 (WA); Mental Health Act 2014 (WA). [↑](#footnote-ref-17)
18. Mental Health Act 2015 (ACT). [↑](#footnote-ref-18)
19. Noting that in WA an enduring power of attorney is limited to dealing with the management of assets, property and financial affairs, not treatment decisions. [↑](#footnote-ref-19)
20. For example, the Guardianship and Administration Act 1995 (Tas); Mental Health Act 2014 (VIC); Declared Places (Mentally Impaired Accused) Act 2015 (WA); Health Consent to Treatment Policy 2016 (WA); the Consent to Medical Treatment and Palliative Care Act 1995 (SA), the Mental Health Act 2009 (SA), the Advanced Care Directives Act 2013 (SA), the Guardianship and Administration Act 1993 (SA) and the Civil and Administrative Tribunal Act 2013 (SA). [↑](#footnote-ref-20)
21. Disability Justice Plan 2017-2020 (TAS); Disability Justice Plan 2014-2017 (SA); and the Disability Action Plan 2017-2021 (VIC). [↑](#footnote-ref-21)
22. Mental Health Act 2013 (Tas); Guardianship and Administration Act 2000 and the Mental Health Act 2016 (QLD); Disability Services Act 2017 (NT); Mental Health Act 2014 (WA); and the Prisons Act 1981 (WA). NSW regulates this practice through mandatory policy directives. [↑](#footnote-ref-22)
23. Senior Practitioner under the Disability Services Act 2011 (Tas); Office of the Public Guardian (QLD); Office of the Senior Practitioner (ACT); Chief Psychiatrist (WA); Inspector of Custodial Services Act 2003 (WA).Chief Psychiatrist (NSW); and Senior Practitioner‑Disability (VIC). [↑](#footnote-ref-23)
24. Victoria, ACT, NSW and Queensland. [↑](#footnote-ref-24)
25. <https://www.aihw.gov.au/reports/mental-health-services/mental-health-services-in-australia/report-contents/restrictive-practices/seclusion>. [↑](#footnote-ref-25)
26. United Nations Committee against Torture. (2016). Ninth annual report of the Subcommittee on Prevention of Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, CAT/C/57/4. [↑](#footnote-ref-26)
27. Re: Carla (2016) FamCA 7. [↑](#footnote-ref-27)
28. Rule 4.09(1). [↑](#footnote-ref-28)
29. Rule 4.09(2). [↑](#footnote-ref-29)
30. Sex Discrimination Amendment (Sexual Orientation, Gender Identity and Intersex Status) Act 2013, No. 98, 2013. [↑](#footnote-ref-30)
31. From the COAG report to the Disability Reform Council. [↑](#footnote-ref-31)
32. Services provided under the National Disability Agreement 2015–16. [↑](#footnote-ref-32)
33. For example, the Disability Services Act 2006 (QLD), the Disability Services Regulations 2015 (Tas) and the Mental Health Act 2015 (ACT). [↑](#footnote-ref-33)
34. Health Insurance Act 1973. [↑](#footnote-ref-34)
35. For example, the ACT’s Towards Culturally Appropriate and Inclusive Services, a Coordinating Framework (2014–2018), the Victorian State Disability Plan 2013–2016 and the Queensland Health Disability Service Plan 2017–2020. [↑](#footnote-ref-35)
36. National Disability Insurance Scheme Act 2013. [↑](#footnote-ref-36)
37. Department of Social Services, 2013, National Standards for Disability Services, Australian Government [website]. <https://www.dss.gov.au/sites/default/files/documents/ 06\_2015/nsds\_full\_version.pdf>. [↑](#footnote-ref-37)
38. Disability Services Act 1986 (Cth), Disability Services Act 1993 (NSW), Disability Act 2006 (VIC), Disability Services Act 1993 (WA), Disability Services Act 2006 (QLD), Disability Services Act 1991 (ACT), Disability Services Act 2011 (TAS), Disability Services Act 1993 (SA); and the Disability Services Act 1993 (NT). [↑](#footnote-ref-38)
39. See Issue 1 for Australia’s position on substitute decision-making. [↑](#footnote-ref-39)
40. Section 93(8), Electoral Act 1918 (Cth). [↑](#footnote-ref-40)